

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第114号 平成22(2010)年2月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 (Tel&Fax: 0561-82-2140、メールアドレス: furuta_tokai@yahoo.co.jp)

ホームページ: http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

『記紀』に記された船眼について

京都市 黄 當時

海幸彦・山幸彦の話の中に、山幸彦が釣針をなくして海岸で泣いていた時に、シホツチの老翁が来て、ある船を造り、ワタツミの宮に行かせる場面がある。

ある船とは、「無目籠」(『日本書紀』神代下、第十段、正文)¹⁾ のことであるが、『日本書紀』では、「無目堅間」(神代下、第十段、一書第一)²⁾ とも表記され、『古事記』(上巻)では、「无間勝間之小船」³⁾、「無間勝間之小船」⁴⁾ と表記されている。

個々の船名は、一見、難解であるが、体系的に見ていくと、それぞれの船名や付随する記述から、それなりに筋が通った情報が読み取れる。考察の便宜上、これらをひとまず「無目籠かご之小船」の一語に括っておきたい。

書かれた時点では、書かれた内容は理解できなかったはずであるが、後人は、書かれた内容が理解できないため、「無目籠かご之小船」の解釈に長く苦しんできた。この言葉は、一般に、次のように説明されている。

竹で固く編んだ、すきまのない小舟⁵⁾。

隙間のない竹の籠⁶⁾。

隙間なく竹を編んだ小さな籠の船⁷⁾。

密に編んだ隙間のない籠⁸⁾。

籠は、所詮、籠である。竹籠にどう手を加えたところで、大海へ乗り出すには貧弱すぎる。

古代の旅は、身分の高い者にとっても決して楽なものではなかったが、山幸彦は、この船旅でどのような船舶を利用したのであろうか。山幸彦の遠出のためにわざわざ造ったのであれば、籠かごなどではありえない、と見るべきであろう。

茂在寅男氏は、次のように述べる。

……無目堅間小舟……は御存知であろう。在来は目つぶしをした籠の舟と訳しているこの船。無目は水密など訳しても良いが、その後を私は次のように考える。

カタマランを、元の響きを残して日本語に訳せよといったら、「カタマ小舟」と訳すのは無理な話であろうか。私は「堅間小舟」は文字に意味があるのではなくて、発音に対する当て字が使われたのだと解釈する。……もっともカタマランとはタミール語である。カタとは「結ぶ」マランとは「木」で、筏のことも双胴船のこともカタマランと呼んでいたのには数千年の歴史がある。

(茂在寅男、1984、p. 3-p. 4。『歴史を運んだ船——神話・伝説の実証』東海大学出版会。省略箇所は「…」で示す。以下同じ。)

茂在氏の着想は、鋭い。特に、字面にとられない解釈を提案したことは、重要である。氏が、「籠かご」を、カタマランの音訳である、と看破したことは、画期的であり、その功績は大きい。しかしながら、「無目」を、水密な、と解釈したことは、従来の解釈の域を出るものではない。水密でない船は、水上の乗り物としては不

適当である。『記紀』は、どの船にも求められている必須条件にわざわざ言及しているわけではない。この「無目」は、文字通り、「目が無い」という意味なのである。

中国語では、龍の装飾があるものを、龍と言うことがある。龍舟節／龍船節で使用する船には龍の装飾が施され、今日、一般には、龍舟／龍船と言うが、単に龍と言ってもよい。苗族の文化では、船は龍に同じ、と考えられている。このような、船を龍と同一視する考え方は、例えば、浙江省の舟山（杭州湾）地区にも見られる。ここで、この地区の漁船について書かれた文章を一つ見ておきたい。

长江口外东海杭州湾一带，是中华古国最早出现海上渔船的海域之一。现今概念上的嵊泗渔场，正是处于这片江海交汇丰饶大海域的最佳区位上。……据考古，上古时期的吴越风俗由海洋传播至嵊泗列岛。由此推断，最早出现在杭州湾外长江入海口之嵊泗海域上的，当是独木渔舟。……在相当长一个时期内，这种独木舟式的渔船之船头两侧没有船眼装饰，因此渔民唤之为“无眼龙头”。（牧鱼人、<http://www.dskjj.gov.cn/haiyangwenhua/muyuren/gongguyanbian/003.htm>）

船の舳先は、船頭と言ひ、龍舟／龍船の場合には龍頭という言い方があるが、普通の船でも龍頭と言うことがある。舟山（杭州湾）地区では、長期にわたり、丸木舟形式の漁船の舳先（船頭、龍頭）の両側には船眼（船の眼、マタノタタラ）の装飾がなく、漁民はそれを「無眼龍頭」と呼んでいた。この地区の漁民は、漢化しても、なお、船を龍と見なす祖先の文化を継承してきたのである。

舟山（杭州湾）地区の漁民が使う「無眼龍頭」。この単語が、「無目籠」が船眼の装飾のない船であることを私たちに教えてくれている。『記紀』の物語が成立した頃の日本にも、船を龍と見なす人々、船眼の装飾がない船を「無目籠」と呼ぶ人々がいたのではないかと。

では、「無目籠」は、なぜ、「無目籠」と表記されたのであろうか。

龍は、想像上の動物である。「無目籠」という表記をそのまま採用すると、人間が人間に作れるはずのない龍を作ることになり（作無目籠）、

合理的ではないと考えられたのであろう。『日本書紀』（神代下、第十段、一書第一）には、さらに、竹を取って大目籠籠を作った、とあるので、籠は、龍と竹の二つの情報を伝える好個の文字と考えられたのではないかと。

「無目籠之小船」は、意味のよくわからない「無目籠」に、よく知られている「小船」を後置して意味説明を補足する形式を取っている。

茂在氏は、上に引用した通り、カタマランは「カタマ小舟」と訳せる、と言う。全体像の捕捉という点で問題はないが、正確ではない。この着想で訳すなら、カタマランは、「カタマ船（勝間船／堅間船／籠船）」となるからである。

異文化の語彙（外来語）を取り入れる場合、大きく分けて音訳と意識の二つの方法がある。

中国語では、いずれも漢字で表記するが、音訳してみたもののこれではわかりにくいかもしれない、と考えられる場合、さらに類名を加えてよりわかりやすくすることがある。特に、音節数が少ないものは、よりわかりやすく安定したものにするために、この手法を採ることが多い。

例えば、beer や card という単語は、「啤」や「カ」という訳で、一応、事足りており、特に単語の一部であれば、問題はない（例：扎啤、〔ジョッキに入れた〕生ビール；信用卡、クレジットカード）。ところが、「啤」や「カ」だけで一つの独立した単語となると、やはりわかりにくさは否めない。そこで、類名の「酒」や「片」を加えて、「啤酒」や「卡片」とするのである。

「異文化の語彙（外来語）＋類名」という、現代中国語に見られるこのような表記法は、古代日本語にも見られる。『古事記』は、ある船を「小」と音訳し、それで、一応、事足りてはいるが、よりわかりやすくするために、さらに「船」という類名を加えて、「小船」としたのである。

泡があるとか、小さいとかいう要素を類名に持たせることはないので、いくら泡があつたり、小さかつたりしても、「啤酒」や「卡片」が、「啤泡酒」や「卡小片」となることはない。「小船」が類名となることは固よりないが、「之」を介していることからわかるように、「無目籠之小船」の「小船」は、「無目籠」の類名ではないのである。

シホツチの老翁は、第三者がその小ささに言及せねばならないほど、明らかに形状が小さい船をわざわざ作って山幸彦に提供したわけではない。この「小船」は、決して、字面が示唆する小さい船という意味で使われているのではない。「小船」は、ここでは、「コ(kau)と呼ばれる船」のことである。

さて、「無目籠かたま之小船」は、考察の便宜のために創作した仮の言葉である。以上のように、おおよその意味が取れたので、ここで、この一語に括る前の、個々の表記の出入りも検討しておきたい。

個々の船名の表記を見る限りでは、『古事記』には「之小船」が付され、『日本書紀』にはそれがない。しかしながら、実は、語部(集団)の言うカタマは補足説明なしにはもはや理解が難しだろう、という危惧は、『古事記』と『日本書紀』の記述に共通して見られる。『古事記』の編纂者は、「無間勝間／無間勝間」の直後に「之小船」を付すことで、『日本書紀』の編纂者は、文末の「一云」で「是今之竹籠也」と述べることで、意味説明を補っている。両者は、表現の手法や用いた漢字こそ異なるが、伝えようとする情報には違いがない。どちらも、カタマが今の言葉で言うコ(kau)に相当する船であることを伝えている。

異文化の語彙(外来語)は、元の表記をそのまま採用しない限り、新たな表記をする際に揺れが生じやすい。例えば、日本語では、通信手段の発達した今日でさえ全国的にレポートやリポートの揺れがある。関西でヘレという肉は、関東ではヒレと言うことが多いと聞く。また、一部のレストランでは、フィレとも言っている。

『記紀』における「勝間」と「堅間」の揺れは、元の表記をそのまま採用しなかった(あるいはできなかった)ために生じている。『記紀』がそうしなかった(あるいはできなかった)のは、その単語が漢字以外の文字で表記されていたか、文字表記そのものがなかったか、のどちらかである。先に、「小船」が何であるのかを見たが、「小」と「籠」の揺れも、同じ理由によるものである。

「無目」には、「無間／無間」と「無目」のバリ

エーションがあるが、いずれも、動賓(VO)構造である。この構造は、この表現が、音声を表記したものではなく、意味を表記していることを示している。言い換えれば、「マナシ／まなし」という音声ではなく、「マ／まがない、マ／まを持たない」という意味を表記しているのである。

残るは、「間」と「目」の出入りであるが、表記に違いはあるものの、伝達しようとする情報には違いがない。「間」と「目」は、ともに「目／眼」のことである。

同一情報の記録に同一表記を用いる手法ほど単純明快なものはない。『古事記』の編纂者は、語部(集団)の言う二つの「マ」(音声情報)を二つの「間」(文字情報)で書き記したが(無間勝間／無間勝間)、後人は、二つの「間」が二つの「マ」を意味することを見て取ることもできず、例えば、前の「間」は「ま」を意味し後の「間」は「マ」を意味する、と誤解したりした(無間勝間／無間勝間)。

先に、船には船眼(船の眼、マタノタタラ)の装飾を施さないものがある、と述べた。『古事記』は、「マタノタタラ」という音声情報(異文化の語彙、外来語)を「間」と書き記し、『日本書紀』は、「船の眼」という意味情報を「目」と書き記したのである。

以上を踏まえて解釈すれば、「無目籠かたま之小船」の意味は、次のようになるだろう。

「舳先に船眼(マタノタタラ)の装飾のないカタマランという船で、ある文化圏では無目龍と呼ばれ、船材に竹を使っているが、今の日本語では、外来語のコと組み合わせ、通常、コぶねと呼んでいるものに相当する船」である。

「無目籠かたま之小船」一語に、これほどの情報が織り込まれているのである。『記紀』の編纂者は、語部(集団)の提供する情報を淵博な知識で記録・編集したが、海の民の言語や文化に関する知識は、その後、急速に失われ、後世の人々は、同じ知識を共有しないため、書かれたことを理解することもできない。周辺諸語の知識なく、いわゆる日本語一視点のみの知識で、このような語彙に立ち向かうものではない。

注

- 1) 隙間のない籠。「籠」はコとも訓むが、古訓のカタマによる。これは一書第一(一六三)の「無目堅間を以ちて浮木に為り」について、「所謂堅間は、是今の竹籠なり」とみえ、カタマは竹籠の意である。……記に「無間勝間の小船」とあり、カツマの語形もある。

(小島憲之、直木孝次郎、西宮一民、蔵中進、毛利正守校注・訳、1994、p. 156頭注8。『日本書紀①(新編 日本古典文学全集2)』小学館)

なお、この注に限ったことではないが、「竹籠」を「竹籠」と言い換えるのは、全くの誤りである。両者は、別物であり、「竹籠」とは、「竹籠(kau)」のことである(kau はハワイ語)。目を覆いたくなるような「説明」が哀しいが、古代日本語におけるコと呼ばれた船舶の存在が一日も早く認識されることを願うものである。なお、山口県下関市の南西端にある竹ノ子島は、目にする季節／距離の極めて限られる植物のタケノコ(筍)に由来するのではなく、季節を問わず遠くからでも見える船舶のタケノコ(『日本書紀』では竹籠と表記)に由来するものであろう。

- 2) カタマは竹製の籠。カタマは「堅編」の意かという。カツマ・カタミとも。

(小島憲之、直木孝次郎、西宮一民、蔵中進、毛利正守校注・訳、1994、p. 163頭注15。『日本書紀①(新編 日本古典文学全集2)』小学館)

- 3) マナシは「目無し」、カツマは竹籠で、カタマ・カタミともいう。固く編んですきまのない竹籠の意。神代紀には「無目籠」とある。西村真次は「無間勝間の小船」をベトナムの籃船と比較して、竹製の目を椰子油と牛の糞をこねた塗料でふさいだ船であると、また、松本信広は竹製の目を漆で填隙した船と解している。

(荻原浅男、鴻巣隼雄校注・訳、1973、p. 138頭注3。『古事記上代歌謡(日本古典文学全集1)』小学館)

- 4) 「無間勝間」は、編んだ竹と竹との間が堅く締まって、隙間がない籠をいう。それを船として用いたのであり、船の形に作ったのではない。これを、潮路に乗せるのであり、漕いで行くわけではない。『書紀』にはこれを海に沈めるとあり、『記』とは異なっている点、注意される。

山口佳紀、神野志隆光校注・訳、1997、p. 126頭注4。『古事記(新編 日本古典文学全集1)』小学館)

- 5) 荻原浅男、鴻巣隼雄校注・訳、1973、p. 138の現代語訳。(『古事記上代歌謡(日本古典文学全集1)』小学館)

- 6) 山口佳紀、神野志隆光校注・訳、1997、p. 127の現代語訳。(『古事記(新編 日本古典文学全集1)』小学館)

- 7) 三浦佑之訳・注釈、2002、p. 109の現代語訳。(『口語訳 古事記[完全版]』文藝春秋)

- 8) 小島憲之、直木孝次郎、西宮一民、蔵中進、毛利正守校注・訳、1994、p. 157とp. 163の現代語訳。『日本書紀①(新編 日本古典文学全集2)』小学館 p. 163には、「無目籠」を指して、「目のつまつた籠」という注釈も見える。

参考文献

Mary Kawena Pukui & Samuel H. Elbert 1986. *Hawaiian Dictionary*, University of Hawaii Press.

雑記

—倭人伝に始まり 倭人伝に還る—

岡崎市 大西能生

1

平成21年の秋、八王子セミナーで古田先生の新たな倭人伝解説の講義に接し、それ以降倭人伝を読むことを日課とし、今日まで続けている。

すると時折、人は知らず私にとっては新たな発見があり、楽しい。

例えば、「国譲り」・「天孫降臨」、当時の海人族の栄光ある「日子(卑狗)」の称号が邪馬壹国に何故か存在しないとか、戸数、道里の他に官名も略載すべしと陳寿が記述しなかった理由が、末廬国だけ官名が抜けていることによると思料し、陳寿の律義さに参るとか、「収租賦有邸閣」の邸閣が後年正倉院へと昇格していったのではないとか、等々である。

2

倭人伝を読む度に、正始八年条に違和感を覚

え、その思いは増幅するばかりであった。先ず関係文を掲載する。

景初二年六月倭女王遣大夫難升米等詣郡求詣天子朝獻太守劉夏遣吏將送詣京都

……

正始元年太守弓遵遣建忠校尉梯儁等奉詔書印綬詣倭國拜假倭王并齎詔賜金帛錦罽刀鏡采物倭王因使上表答謝詔恩

其四年倭王復遣使大夫伊聲耆掖邪狗等八人上獻生口倭錦絳青縑絲衣帛布丹木狝短弓矢掖邪狗等壹拜率善中郎將印綬

其六年詔賜倭難升米黃幢付郡假授

其八年太守王頎到官倭女王卑彌呼與狗奴國男王卑彌弓呼素不和遣倭載斯烏越等詣郡說相攻擊狀遣塞曹掾史張政等因齎詔書黃幢拜假難升米爲檄告諭之

即ち 太守劉夏遣使…………… (景初二年条)

太守弓遵遣…………… (正始元年条)

の如く、陳寿は、彼の大局的歴史観からか、少なくとも烏丸鮮卑東夷伝では、太守の着任時につき関心を示さない。

にも拘わらず「其八年太守王頎到官」と特記しているが、これは何故なのか、

この点、魏朝の対倭政策の変更が王頎によりなされたとの仮説を起し、それにつき陳寿が批判的ではなかったかと想像を逞しくする。

以下、理由を列記する。

3

先ず、倭國の遣使貢獻につき、古田先生は陳寿が明記する景初二年(238年)、正始四年(243年)、正始八年(247年)と晋の起居注の秦始二年(266年)^{壹与の朝獻に当てられる}の4回に限定されている(魏朝に対しては3回^{ということになる。})。

しかし、私は連綿と4・5年に1回獻使貢獻が続けられたと考える。

① 京都(洛陽)に到るのは大変であろうけれど、海人族の後裔としての倭国にとって帯方郡に伺候することは、冊封体制下に入る決心

をした以上、大業なこととは思われない。

② 張政

イ 張政二十年滞在説*1によれば、倭國は危急存亡の時と通説は考えている。に救援を乞い、その後二十年近く放っておいたこととなる。

例え張政が報告書を提出する際、倭國の感謝の意を伝えたとしても、余りに大儀に悖ると思われる。陳寿の『三國志』記述時に存在した『後漢書』にあった倭奴國范曄はこれにより倭奴國と表記したと考える。を倭國と改め、「奴」の字を省いていることから、陳寿に倭國を非難する語調は存しないから、倭國の対応は礼に拠っていたものと考えべきである。

ロ 又、張政二十年滞在説に依れば、倭國の軍事力は裸になる。張政が卑弥呼の宮室の位置や防御の要の環濠について報告したのは当然として陳寿がそれらを記述しなかったのは晋朝が独占すべき軍事情報であるからであろう。、動員の方法とか、軍の進退、組織の有様まで把握されることは、例え冊封体制に組み入れられたとしても、倭國として好ましいことではないし、倭國の地位その軽重にも影響を与えよう。更に張政の軍士の数は分らないけれど、彼らに対する女性の饗応は倭國內の状況を悪化させるであろうことは目に浮かぶが如くである。

他国での軍隊の駐留の困難さを、先ず考えるべきであろう。倭國としては、速やかに張政等が帰還するよう図ったはずであり、壹与の20人という大遣使団に張政等を送り還さんとする強い意志をくみ取るべきと考える。嘉平三年か四年に当てたい。

ハ そもそも張政の任務は詔書・黄幢をもたらすこと、および檄を以て告諭することであり、駐留するとか、監督するとかの任務は与えられていないから、壹与への「檄を以ての告諭」で任務は果たされたというべきであろう。

又、親吳狗奴國への牽制の意図があったとしたら、吳國が未だ健在の266年帰還は理に合わない。

*1 張政滞在20年説：張政は正始八年(247年)から秦始二年(266年)まで倭國に滞在していたとする説。(木佐敬久氏が提言し、古田武彦氏が賛同した説。)古田武彦著『古代史をひらく 独創の13の扉』2～5頁参照。

③ 魏朝は掖邪狗等に率善中郎將の印綬を賜与し、これを陳寿は「壹拝」という用語で評価している。この語は本来「九服の制」(『周礼』)に基づく諸国の周期ごとの遣使貢献の適合性を担保するものである。

すると『三國志』において「壹拝」は唯一倭人伝正始四年条に出現するのみである(『「邪馬台国」はなかった』)から、陳寿は本来の用法によって「壹拝」という大義名分用語を用いたことになる(東夷伝序文)。

先ず難升米等に対して使用していないのは、「壹拝」が周期的であるか否かによって判断されるものであるから、1回目の遣使に使われないのは当然のこととなる。

次に、仮に4回目の遣使が欠落したり、遅滞があれば、2・3回目の遣使も偶々表面的に「壹拝」の如き観があったとしても、後日において壹拝と評価されることはない。そして陳寿が280年前後『三國志』を記述するにつき、なお「壹拝」の用語を掖邪狗等ひいては倭國に対してに与えているのだから、結局景初二年以降連綿と続いたこととなる。

なお、秦始二年の朝献が、4・5年に1回という周期からズレているとの指摘も一応考えられるが、これは新王朝である晋朝への初めての祝賀朝献であるから、不都合とは云えない。

結局、陳寿の簡易直裁、重複を嫌う筆法からして、倭國の遣使貢献は正始四年条の記事で書き尽くしたとも考えられることになる。

4

では何故、正始八年条が書き足されたと考えるべきであろうか。

この点、倭國と狗奴國との争闘が激化し、倭國が危急存亡の危機に直面し、帯方郡に先ず救いを求めたとするのが一般的である。又、木華

もこの立場に立ち『海賦』で「一越三千不終朝而濟所届」と謳っている。

しかし、張政が倭國に来て為したことは、前述の詔書・黄幢の仮綬と檄を以っての告諭のみである。仮に張政が狗奴國の侵攻を止めたのであれば、それは魏朝の功績であるから、一文、例えば

共政等興難升米等持黄幢軍而狗奴國退奔

(政等は難升米等と共に黄幢すすを持して軍み、狗奴國退奔す)

を挿入するのが、事の成り行きとして相応しいのではないだろうか。

通説の拠って来たる所以は「説相攻撃状」の「説」の主語を倭女王卑弥呼とすることにある。確かに自然な訓読かと思うけれど、私には王頎の存在を考慮していない点で不十分と考える。

ところで、正始八年条の構成は

太守王頎 → 到

倭女王卑弥呼 → 不和

(1) → 遣(倭載・斯鳥越等)

(2) → 説(相攻撃状)

(3) → 遣(塞曹掾史)

となっている。

このうち、述部の示す意味合いから、その主語は、(1)は卑弥呼であり、(3)が王頎であることは疑えない。が、(2)について倭女王卑弥呼と決すべき特段の理由があるとは思えない。王頎についての記述自体が異例であることを考慮し、「倭女王卑弥呼……詣郡」を今日の日本文で云えば括弧書と考えると、次のような訓読を提起したい。即ち*1

正始八年太守王頎が官に到る(や)倭女王卑弥呼が狗奴國の男王卑弥弓呼と素より不和である(ことを知っていたので)、倭載斯鳥越等が(通常の遣使貢献として)遣わされ郡に詣る(や)、相攻撃する状を説明させた。

(陰悪な情勢であるという言質をとり)塞曹

*1 ① 古田武彦著『倭人伝を徹底して読む』(357頁)

其の八年、太守王頎官に到る。倭の女王卑弥呼、狗奴國の男王卑弥弓呼と素より和せず。倭載、斯鳥越等を遣わして郡に詣り、相攻撃する状を説かしむ。塞曹掾史張政等を遣わし、因りて詔書・黄幢を齎し、難升米に拝返し、檄を為して之を告諭せしむ。

② 石原道博編訳『新訂 魏志倭人伝他3編』(53頁)、岩波文庫

その八年、太守王頎官に到る。倭の女王卑弥呼、狗奴國の男王卑弥弓呼と素より和せず。倭〔の〕載斯鳥越等を遣わして郡に詣り、相攻撃する状を説く。塞曹掾史張政等を遣わし、因りて詔書・黄幢を齎し、難升米に拝返し、檄を為して之を告諭せしむ。

掾史を遣わし、因りて詔書・黄瞳を齎し、難升米に拝飯し、檄を為して之を告諭せしむ。

上記のように読んだ方が、倭國內で争闘らしき状況が記述されていないことについての説明が付くように考える。

5

以上要するに、倭國の遣使貢献は肅々と遂行され、正始八年も例外ではなかったが、魏朝か或いは王頎が突出してか、倭國に小規模ではあるが軍を派遣した。亡国の悲哀を味わった陳寿にしてみれば、この覇権主義的な行為に思うところはあったことであろう。

しかし、倭國は一応はそれを受け入れながら毅然と張政等を送り還し、なお、何事もなかったように従前の外交関係を維持した。

ここに陳寿は心安らぐ思いを感じ特に正始八年条を記述したものと考え。

前号に引き続き、石田敬一氏の「安本美典著『古代九州王朝はなかった』を読んで」掲載します。

安本美典著『古代九州王朝はなかった』 を読んで その2

名古屋市 石田敬一

1 『三国志』の「臺」は「神聖至高の文字」

前回に引き続き安本美典著の「古代九州王朝はなかった」(昭和61年6月20日発行、新人物往来社刊)から、安本氏の主張である“「臺の字は、神聖至高の文字論」は、古田氏の「解釈」である”についてコメントします。

その著書の38ページから40ページにわたり次のようにあります。

「臺の字は、神聖至高の文字論」は、古田氏の「解釈」である

つぎに、「臺の字は、神聖至高の文字論」をとり

あげる。古田氏はいふ。

『三国志』においては、「臺(台)に詣る」などの用法にみられるように、「臺」は、「天子の宮殿及び天子直属の中央政庁」という意味で使われている。一方、「卑弥呼」「邪馬臺国」「狗奴国」など、倭国関係については、「卑字」が用いられている。その「卑字の大海」の中で、「天子の宮殿及び天子直属の中央政庁」を指していた「特殊至高の文字」である「臺」の字が、倭の女王国の名を記すのに用いられるはずがない。(後略)

「神聖至高の文字論」への反証

古田氏の「臺の字は神聖至高の文字論」に対する端的な反証をあげよう。

六二七年に成立した『梁書』においては、「臺に還りて高祖に礼拝す」「臺に送る」などの文章がある。ここでも、「臺」が、「天子の宮殿及び天子直属の中央政庁」の意味に用いられている。しかるに、『梁書』においては、女王国の名を「邪馬臺国」と記している。「臺」の字を用いている。(中略)

古田氏のいうように、『三国志』にあらわれる蛮夷の固有名詞の表音に「臺」の字を用いられた例がないとしても、その解釈には、つぎの二つがなりたつ。

(1) 「臺」の字が、「神聖至高の文字」であるから用いられなかったのである。

(2) 『三国志』の蛮夷の固有名詞の数が、そもそも、それほど多くない。「臺」の字にあたる音を含む固有名詞の数は、さらにすくない。したがって、標本数がすくないから、その中に「臺」があらわれなかっただけである。

現代の統計学は、どの程度のデータがあれば、どの程度まで確実なことが主張できるかを、教えてくれる。

古田氏の議論では、判断を下すには、標本数が不足しているにもかかわらず、一方の判断をとり、その判断がかならず正しいとされているものが、はなはだ多い。

そもそも安本氏は、古田氏のどの著書から引用しているのか明らかにしていないので、よくわかりませんが、かぎ括弧で囲まれた1, 2行の短文は、古田氏の著書『「邪馬台国」はなかった』から抜粋しているようです。ここの「古田

氏はいう」の次の記述はかぎ括弧がないので、要旨であろうと思います。

どちらにしても、安本氏は、古田氏が主張していることを正確に記していません。それがまず残念です。

古田氏は中国の史書では、倭の女王国を始め蛮夷の国名には卑字が使われている。それで蛮夷の国の名である女王国を記すのに、神聖至高の文字である「臺」を用いることはない述べているのであって、蛮夷の国名に「臺」の字を用いられた例がないことを主張しているのではありません。古田氏は倭の女王国に関して言及しているのに対し、安本氏は、それを他の蛮夷の国に「臺」が用いられていないという主張であると意味をすり替えて意見しており、的確かつ有効な反証になっていません。

また、古田氏はその多くの著書で再三、三世紀では『三国志』にある「邪馬壹国」、五世紀では『後漢書』にある「邪馬臺国」が正しいと示しています。これに対し安本氏は古田氏の説が三世紀であろうと五世紀であろうと、いつの時代であっても、「邪馬壹国」が正しいと主張しているかのようにねじ曲げて定義した上で、これに対する反証を行っています。

古田氏は、その著書『失われた九州王朝』（昭和48年8月8日発行、朝日新聞社刊）において、五世紀にはすでに、「臺」は「神聖至高の文字」ではなくなっていると具体例を示し、詳しく「臺」の唯一性が失われていたことを説明しています。ですから『後漢書』以降の627年成立の『梁書』に「邪馬臺国」と記述されていることをあげてみても、何ら古田氏の主張に反証したことになりません。

古田氏は、『三国志』、『後漢書』のそれぞれの版本にあるとおり、三世紀では「邪馬壹国」、五世紀では「邪馬臺国」であったと、文献が示すありのままに理解しようではないかと主張しています。627年成立の『梁書』を取り上げた途端に、安本氏は全く見当違いのことを考えて居ると落胆してしまいます。

この安本氏の理解不足というか歪曲主義は真っ向から議論をしてほしい私にとってはまったく残念というほかないです。安本氏は古田氏の

文献を正しく理解していないというより、わざと違うように解釈しているような感じさえします。的確に反証して欲しいと願うものです。

いずれにしても安本氏の反証は何の反証にもなっていません。『三国志』で反証するか、3世紀の書物で反証すべきでしょう。

さらに安本氏は『三国志』において蛮夷の固有名詞の表音に「臺」の字を用いられた例がない解釈として、先に示したとおり、(1)「臺」の字が「神聖至高の文字」なので用いられなかった。又は、(2)「臺」の字にあたる音を含む蛮夷の固有名詞の標本数が少なかった。の二つを掲げています。

(1)は古田氏の主張を基にした解釈ですが、これについては、直接の反証はほとんどありません。三木太郎氏の分析として43ページから「臺」の字が「神聖至高の文字」ではないことを紹介しています。

しかし、三木氏の分析も、とどのつまりは「臺」に関する言葉の多くが、天子の宮殿であったり、支配者の伝統的な建物を指したり、朝廷の異称や宮中の特定の場所のことだと解釈しているようですので、「臺」が基本的には支配者に関係して使われる文字であることを認めているように思われます。結局それは古田氏が「臺」は「天子の宮殿及び天子直属の中央政府」という特殊な意味を持つこととなり、それを「神聖至高の文字」と位置づけていることと、基本認識は重なる部分が多いように思います。

次に(2)の標本数が少ないから、蛮夷の固有名詞に「臺」の字が用いられた例がないと解釈できるというのは、これは勝手な論理です。というのも、標本数が少ないから例がないという解釈もできるし、標本数が多くても例がないという解釈もできるので、安本氏は一面的な定義を掲げていると言えましょう。標本数が少ないか多いかの判断基準が示されていません。古田氏は、『三国志』の蛮夷の固有名詞に卑字が用いられていることを示すと共に「臺」の字が用いられた例がないことを実証しています。従って正面から反証するには、三世紀の史書で蛮夷の固有名詞には、卑字が用いられていないことを示

すか、蛮夷の国名に「臺」と同じような「神聖至高の文字」が用いられた例を示すことが必要であると思います。

ところで、なぜ安本氏はあらためて標本数の多少に言及するのかわかりません。議論の始めから対象とする言葉には自ずから限りがあることがわかっています。その上で、それを前提に議論しているのですから、対象の数について議論しても陳腐な感じがします。

万一、(2)の安本氏の解釈について、成立することがあったとしても、三世紀の「臺の字は神聖至高の文字」であったとする古田氏の反証にも、『三国志』には「邪馬臺国」であった可能性が大きいとする安本氏の主張の立証にも成りえません。

2 安本式統計学的手法の危うさ

安本氏は現代統計学や数理統計学といった手法を駆使していることが知られています。

しかし私は、安本氏が使う統計学的手法は、危ういと思うことがあります。先に掲げたとおり安本氏は

したがって、標本数がすくないから、その中に「臺」があらわれなかっただけである。現代の統計学は、どの程度のデータがあれば、どの程度まで確実なことが主張できるかを、教えてくれる。

(40頁)

としています。標本の数が少ない場合に統計論を持ち出すことには全く意味がありません。標本が数点しか無ければ統計学で推論することは無理だからです。そんなことは当たり前です。統計学以前の問題です。

ご自身で統計学に結びつけた上で、標本数が少ないことを「臺」が現れなかった理由にしようとはしますが、統計学というのは、「バラツキのあるデータから、応用数学の手法を用いて数値上の性質や規則性などを見いだすもの」です。安本氏が統計学の考え立って標本数が少ないと考えるのであれば、性質や規則性が見いだせないのですから、結論はわからないとするのが正しいと思います。

ここでの議論の対象は、もともと『三国志』の蛮夷の固有名詞には卑字が使われているかど

うかです。その蛮夷の国名には数に限りがあるのが当たり前で、安本氏がそのデータが少ないと言われるのであれば、統計的手法そのものを使うことができません。

となれば、安本氏は、ここで統計的手法を使う状況にないということがわかっていながら、統計的手法を持ち出して、そして、それに見合う標本数が少ないと自己矛盾を起こすようなことを主張しているように思います。ここでの議論の本質は、統計の問題ではありません。蛮夷の国に卑字が用いられた“数量”を問題にするのではなく、「臺」の字が持つ“性質”をどう考えるかであることを理解されていないのでしょうか。

また、このほかにも安本氏の統計学は危ういと思う例があります。

かつて「二倍年暦」に関して、安本氏が主張する“^{ひとつき}一月十五日説”に私は「古田史学の会・東海」の例会で言及したことがあります。『三国志・東夷伝』の『魏略』脚注に「其俗不知正歳四節但計春耕秋収爲年紀」とあるとおり、倭人は正しい歳を知らず春耕と秋収で年紀を為す、つまり、これは年齢を為すという意味であると私は主張しました。

「年紀」には、①年、年代という意味と、②年齢という意味があります。ここでは「年紀」の前に「不知正歳」と「歳」の字を使っていることから②の年齢のことを示していると思います。つまり、この「年紀」は年齢のことであるので、「二倍年暦」ではなく「二倍年齢」が相応しいという基本的な考えを示しました。

安本氏の主張は、『古事記』において天皇の崩御年月日が分かっているものは全て十五日以内の日付であるから一か月は十五日であったとするもので、これが「二倍年暦」につながるとするものです。着眼点はおもしろいと思います。一か月が十五日であったとする理由として十分に理解できます。

しかしながら、ここで確率や統計を持ち出すとおかしなことになります。

安本氏は、『古事記』において、天皇の崩御年月日が書かれているものが全て十五日以内となることは、偶然ではあり得ないくらい低い確率

とされ、したがって全ての天皇の崩御年月日は十五日であると主張されます。しかし、私は崩御年月日が記載されていない天皇が他に数多くあるから、全ての天皇の崩御年月日が十五日以内になる確率は大変低い確率だとは言えないと主張しました。

具体的に示します。

次表を見て、おわかりのとおり、初代神武から第33代推古のうち『古事記』に崩御年月日（日が無いものも含む）が示されている数は13、崩御年月日が示されていない数は20で過半数を占めます。第何代で区切るかによってその割合は変わりますが、少なくとも崩御年月日が示されている推古天皇までで区切れれば、以上のとおり、崩御年月日が示されていない数のほうが多い結果になります。

従って、『古事記』において崩御年月日が分かっているものは、すべて十五日以前であるから、崩御年月日が示されていないものも全てをひっくるめて、第三十三代までの天皇の崩御年月日ひとつきが、一月十五日以内になることは、とてつもなく高い確率であると言い出した途端に、怪しくなります。

統計をとる場合、初代から三十三代までの天皇から無作為にサンプリングしなければなりません。すると崩御年月日があるものとないものがサンプリングされます。このうち、崩御年月日が十五日以内かどうかを判定し、その結果により母集団である全ての天皇の崩御年月日の傾向を推測することになります。ところが、ここではサンプリングの中に崩御年月日が不明のものが33分の20の割合で有りますので、統計的手法により傾向を推測することは無謀です。

たとえば犯罪統計では、被害届が出なかった事件のように警察が認知しなかった事件は統計に含まれないので、これらの事件は「暗数」としてカウントされません。天皇の崩御年月日が不明で安本氏がサンプルしなかった数は、この「暗数」に相当するものであり、実際の内容と統計結果には相当の違いがあると考えられます。

安本氏は統計的手法によりデータを取り扱う際に、無作為にサンプリングするのではなく、作為的にサンプリングしています。こうした方

法を使つては正確な結果にはなりません。安本氏はデータを扱う際のこの基本が抜け落ちているように思います。

信頼できる統計データの収集は難しく、統計的手法を使うのならば、データの取り扱いを公正に慎重に行わなければなりません。それを崩御年月日がわかっているもののみを取り出すこ

A表 古事記における崩御年月日・在位年数

代	天皇名	崩御年齢		古事記崩御年月日	在位年数	
		古事記	書記		古事記	書記
1	神武	137	127	—	—	76
2	綴靖	45	84	—	—	33
3	安寧	49	57	—	—	38
4	懿徳	45	77	—	—	34
5	孝昭	93	114	—	—	83
6	孝安	123	137	—	—	102
7	孝霊	106	128	—	—	76
8	孝元	57	116	—	—	57
9	開化	63	115	—	—	60
10	崇神	168	119	戊寅年十二月	—	68
11	垂仁	153	140	—	—	99
12	景行	137	106	—	—	60
13	成務	95	107	乙卯年三月十五日	—	60
14	仲哀	52	52	壬戌年六月十一日	—	9
15	応神	130	111	甲午年九月九日	—	41
16	仁徳	83	143	丁卯年八月十五日	—	87
17	履中	64	70	壬申年正月三日	—	6
18	反正	60	—	丁丑年七月	—	6
19	允恭	78	—	甲午年正月十五日	—	42
20	安康	56	—	—	—	3
21	雄略	124	62	己巳年八月九日	—	23
22	清寧	—	—	—	—	5
23	顕宗	38	—	—	8	3
24	仁賢	—	—	—	—	11
25	武烈	—	57	—	8	8
26	継体	43	82	丁未年四月九日	—	25
27	安閑	—	70	乙卯年三月十三日	—	4
28	宣化	—	73	—	—	4
29	欽明	—	—	—	—	32
30	敏達	—	48	甲辰年四月六日	14	14
31	用明	—	48	丁未年四月十五日	3	2
32	崇峻	—	—	壬子年十一月十三日	4	5
33	推古	—	75	戊子年三月十五日	37	36

注1. 崩御年齢については、加藤勝美氏の「古代史の再検討」で掲げた第1, 2, 5表を参考にさせていただきました。

注2. 在位年数については「古代九州王朝はなかった」117ページの表1から記載。

とは、無作為ではなく、作為的な結果を導き出してしまうと思います。

このデータを取り扱う場合の公正さは、安本氏が主張する古代天皇の「在位年数一代十年説」を主張する際に取り扱った在位年数の統計処理の場合についても、当てはまります。

安本氏は、『古代九州王朝はなかった』において、安本式統計学的手法による天皇の在位年数の傾向を基に、歴史人物の比定を行うという作業仮説を提示されています。この安本氏の著書では、116ページの(3)から具体的に示されています。

安本氏は、「日本古代史の諸問題の解決の鍵は、年代論にあり、古代史論争の混迷の元凶は、年代論の不徹底にある」と言われます。これは基本的に私は正しい認識であると思います。

しかし、正しい認識をされているにもかかわらず、安本氏の統計的処理による年代論は、データの取り方が作為的であるため、そこから導かれる結果は、恣意的なもので、説得力もなく、科学的であるともいえません。

安本式統計学的手法では、その基礎データの取り方と分析に疑問と限界があることを、わかっていたかと思いますが。

それでは、具体的にその問題点について整理します。

安本氏の年代観は、日本の天皇の平均在位年数は時代に遡るほどその年数が短くなる傾向があるとするものです。そして徳川時代から現代、鎌倉・安土桃山時代、平安時代、飛鳥・奈良時代は、それぞれ概ね20年、15年、13年、10年と算出しています。

また、他国でも、1～8世紀の大王の平均在位年数が約10年ほどになり、日本の天皇と同じ傾向であるとしています。

在位年数は、政争によって突然変わることもありますから、その傾向には大きな波があるでしょうが、昔は寿命が短かったので、時代を古代に遡るにつれてその在位年数が短くなる傾向

があるかもしれないと私も感覚的に思います。

ところが、具体的に古代の朝鮮半島の諸王の在位年数について計算してみると、飛鳥・奈良時代の平均在位は10年であるとする安本氏の主張とは異なる結果が得られてしまいます。

たとえば、百済では、百済の国号が明らかになった13代近肖古王(在位：346年～375年)以降、百済滅亡の660年の31代義慈王(在位：641年～660年)までの平均在位年数を調べます。合計で19代の在位年数は313年で一代平均が16.5年となります。また、紀元前18年を建国として数えれば、31代678年で、平均在位21.9年となります。どちらにしても10年程度にはなりません。

B表 百済の王の在位年数

代	王名	在位	年数
13	近肖古王	346-375	29
14	近仇首王	375-384	9
15	枕流王	384-385	1
16	辰斯王	385-392	7
17	阿莘王	392-405	13
18	腆支王	405-420	15
19	久尔辛王	420-427	7
20	毗有王	427-455	28
21	蓋鹵王	455-475	20
22	文周王	475-477	2
23	三斤王	477-479	2
24	東城王	479-501	22
25	武寧王	502-523	21
26	聖王	523-554	31
27	威徳王	554-598	44
28	恵王	598-599	1
29	法王	599-600	1
30	武王	600-641	41
31	義慈王	641-660	19
計	19代		313

次に、新羅では、史実性があるとされる第17代奈勿王(在位：356年～402年)以降、第29代武烈王(在位：654年～661年)までの期間が合計で13代305年となり、一代平均は23.5年であり、また、初代国王とされる朴赫居世(在位：紀元前57年～4年)から

とすれば、合計29代718年で24.8年となり、いずれも10年程度とはいえません。

さらに、高句麗では、初代国王とされる朱蒙（在位：紀元前37年～紀元前19年）から最後の第28代宝蔵王（在位：642年～668年）まで、合計で28代705年で平均在位25.2年にもなります。

このように、1～8世紀の朝鮮半島の諸王の在位について、安本氏の主張は当てはまりません。

それでは、次に、日本の天皇の場合も調べてみます。

安本氏は、天皇の平均在位年数を次の表のとおりに区分されています。

C表 天皇の平均在位年数

第1代神武から第29代欽明	39.83年
飛鳥時代 第30～42代	10.21年
奈良時代 第43～49代	10.57年
平安時代 第50～81代	12.63年
鎌倉・足利・安土桃山時代 第82～106代	15.11年
徳川時代～現代 第107～123代	20.00年

まず安本氏は、在位年数などがほぼ信頼できるのは飛鳥時代以降として、これより前をひとくくりにはしていません。この区分には特に理由がなく区切られています。何をもちて欽明以前の在位年数を信頼できないとするのか、何をもちて30代以降を信用がおけると言うのか、なぜ30代以降を飛鳥時代とするのか、明確にする必要があると思います。とにかく理由はわかりませんが、ここで区切っています。

一般的には、飛鳥時代といえ、32代崇峻から41代持統までの期間とされています。そこで、通説である32代崇峻から41代持統までを飛鳥時代として、『古代九州王朝はなかった』の117ページの表1「諸天皇の在位年数」を使って計算しました。すると合計10代で107年、つまり平均10.7年で、ほぼ11年となりました。安本氏の主張する平均在位年数10年とは近いですが異なる結果となります。

また、安本氏のいう飛鳥時代に、一代前の29代欽明を加えると、たった一代前を含めるだけで合計14代165年で平均11.8年となります。ほぼ12年です。なぜ30代からとするのか安本氏は明らかにする必要があるのでしよう。

一代前の29代欽明を飛鳥時代に加えた場合には、安本氏が言う次の時代である奈良時代の平均在位年数が、10.57年ですから、奈良より古い飛鳥時代の平均在位年数の方が明らかに数字が大きくなってしまいます。その結果は古い時代の方が在位年数が短いという安本氏の考えには都合が悪い結果となります。安本氏が指定する第30～42代でないと、古くなるにしたがって在位年数が短くなるとともに平均在位年数が10年くらいになるという結果が得られません。

さらに個々の天皇の在位年数を考えると、飛鳥時代に位置する推古天皇の在位は36年であり、安本氏の言う「在位年数一代十年説」の10年とはほど遠いです。こうしたイレギュラーな数字がある場合は、一番上と一番下のデータをカットして計算する方法があります。36年の推古と最低の8ヶ月の弘文をカットすると30～42代は11代で96年となり、平均8.7年となります。つまり、ほぼ9年です。

このようにデータの取り方を変えて、いくつかのケースを試算してみれば、安本氏の仮説の破綻は明白です。

安本式統計学的手法は、自分の説に都合の良い部分のデータだけを取り出して、都合の悪いデータを除外しているので、それらしい数字が得られるのにすぎません。

様々な方法で試算して、こうした10年とは異なる数値が現出する前には、とうてい「在位年数一代十年説」は対抗できません。

つまりデータの取り方によって、結果が変わってしまう手法を使って推測しようとしたことが間違いだと思えます。

自分の説に都合の良いデータ、すなわち10年程度になるようなデータだけを取捨選択すれば、10年程度になることは当たり前です。

こうした作為的なデータの取り方は、全く科学的ではありません。

数理統計学は、データの取り扱いを公正に行なった上で、母集団全体の推測に利用すべきだと私は思います。

大きな問題ですので再度整理して言います。実際に安本氏が行っている統計データの収集は公正ではありません。

自分の考えに都合の良いように期間を区切って、そのサンプルに基づき推論しています。これは違反です。故意で偏った推計値しか出ません。さらに偏った推計値を使って推論すれば当然間違った結果しか導き出せません。安本氏が自分の考えに都合の良いデータだけを使えば、当然自分に都合の良い結論が得られるでしょう。それを知っていて、統計学に30年以上も携わってきたという実績がありますので、これをもとに正しそうな分析であるかのように主張されれば数理統計学を知らない一般の人は信じてしまいます。しかし、実は、その中にまやかしが潜んでいます。

もう1点、安本氏が本人の考えに都合の良いデータの取り方をした具体的な事項をこの著書の中から示します。

この著書の119ページで、

また、第三十代敏達天皇の在位年数は、歴史的に、ほぼ信頼できるものとする。

と記述し、安本氏は飛鳥時代のデータの範囲を第30～42代として第30代敏達からを対象としています。一方、同じ著書の153ページでは

即位、退位の時期などを、歴史的な事実として信頼できるのは、第三十一代用明天皇ごろから、以後である。用明天皇からあとの天皇の在位年数などは、『古事記』と『日本書紀』とでも一致している。(異なっているばあいでも、一年である)

と第31代からが信用できると同じ著書の中で異なることを述べておられます。

なぜ119ページでは第30代からで、153ページでは第31代からなのでしょう。このように安本氏は勝手にデータの取り方を変えてしまいます。153ページでは平均在位年数

をピッタリ10年に合わせたいため卑弥呼から第30代までの期間を34代340年になるよう第31代からを信頼がおけるとしたのではないのでしょうか。

この算出の根拠は119から122ページにあります。30代敏達天皇の即位572年と崩御585年の中間579年を敏達の活躍時期と決め、これを基準にして、卑弥呼(=天照大御神と安本氏は想定)の活躍時期239年との差し引きから34代340年でピッタリ一代平均在位10年を割り出しています。これを卑弥呼から第31代用明天皇までを基準にすると、585年が活躍時期であるので、35代で346年、平均9.9年程度となり、10年にピッタリとしなくなります。これでは10年という数値が直接表示されないの、ピッタリとした数値を得るために31代以降を信頼がおけるとしたのではないのでしょうか。

ところで、安本氏は「用明天皇からあとの天皇の在位年数などは、『古事記』と『日本書紀』とでも一致」し信用できるとしていますが、34代以降は『古事記』に在位年数の所伝はありません。すなわち、31代用明、32代崇峻、33代推古の三代の在位年数がほぼ一致していることだけを基に31代以降は信用できるとしています。しかし、30代敏達も記紀ともに在位年数が一致しているので30代以降から信用できると主張すべきと思いますが、なぜか30代は対象としないのです。

さらに、25代武烈でも記紀の在位年数は同じ8年で一致しており、その後26代から30代までは『古事記』に在位年数の記述はありませんから、安本氏の理屈で言えば、25代武烈から信用がおけるとしてもかまわないのではないかと思います。

そこで25代武烈を基準に同様の計算をすると、その活躍時期は489～507年の中間498年頃で卑弥呼から29代で259年となりますから一代平均8.9年となります。安本氏が主張する10年とは言えなくなります。そうすると天照大御神を卑弥呼に想定した安本氏の主張は崩れ去ってしまいます。

以上のとおり、安本氏のデータの取り方が恣意的であり、その統計学的手法は、危ういと言

われても仕方がないことを具体的に示しました。

なお、余談ですが、天皇の崩御年月日は『日本書紀』にも記載されています。こちらには十五日以降の崩御年月日が記載されたものがあります。これを『日本書紀』は後代の暦法に置き換えられていて信用がおけないという理由だけで、無視しては説得力はありません。一方で安本氏は崩御年齢について『日本書紀』の記述を利用しているのですから、『日本書紀』に書かれた十五日以降の日付の崩御年月日について、なぜその日付になっているかを解明される必要があると思います。

3 「臺」と「台」

次は、『古代九州王朝はなかった』の138ページからの抜粋です。

(3) 卑弥呼の都した女王国の名は、「邪馬臺国」である。それを、今日、「邪馬台国」と書く。常用漢字にない「臺」の字を、「台」で代用したのである。「臺」と「台」は、もともとは、別の字である。もともとの意味は異なる。しかし、表にみられるように、音は近い。「臺」は、日本の古典に、使用例が見られないが、「台」の方は、使用例がみられる。すなわち、『日本書紀』の神代の巻に、「興台産靈こごとむすび、此をば許語等武須毗いと云ふ」とある。「台」を、「等」と読んでいる。すなわち、台も、あきらかに、「乙類のト」である。

(4) 一方、大和朝廷の「大和」は、「夜麻登」(『古事記』『万葉集])、「椰磨等」「夜摩苔」「夜莽苔」「野麻登」(『日本書紀])、「山跡」(『万葉集])などと記されている。「登」「等」「苔」「跡」などは、いずれも、「乙類のト」をあらわす。とくに、「夜摩苔」の「苔」は、藤堂氏によれば、「邪馬臺」の「臺」と同音であった。

表D 「臺」と「台」の中古音・上古音

区分	臺	台
中古音	dəi	t'əi
5世紀～	ダイ	タイ
上古音	dəg	t'əg
～3世紀	ダ	タ

ここで言う表は137ページに掲げられた藤堂明保編『漢和大辞典』による「甲類のト」と

「乙類のト」を区分けした中国音の区分表であり、「臺」と「台」はともに「乙類のト」に分類されており、それぞれ中古音は、dəi、t'əiで、上古音は、dəg、t'əgと発音するとしています。

古田武彦氏は、その著書『失われた九州王朝』で、すでに「臺」と「台」は別字であると示しており、安本氏もこれに従い「臺」と「台」については、もともと別の字であり意味も異なることを認めています。また、藤堂明保編『漢和大辞典』にあるとおり「臺」も「台」も同じ「乙類のト」ではあるものの発音がやや異なります。

しかし、従来は、これを音が近く、「臺」と「台」も共に「ト」であるとしており、安本美典氏も「臺」は「ト」と読めると主張しています。

その理由として、『日本書紀』景行天皇紀に「夜摩苔波区珥能摩倍邏摩(やまとはくにのまほらま)」とあり、「苔」は「乙類のト」であって「臺」と上古音、中古音も同じであるから、「臺」は「ト」と読めるとしています。しかし、古田氏が示したとおり『日本書紀』や『古事記』の資料に「臺」は「ト」と読まれた事実がありませんから、結論は「邪馬臺」は「ヤマト」と読まれたかどうかはわからないとするのでなければならぬと思います。

『日本書紀』神代條に「興台産靈こごとむすび」と「台」を「ト」と読む例はありますが、安本氏もこの『古代九州王朝はなかった』で証言しているとおおり「臺」は「台」とは明らかに別の字と認めています。

従って、「台」を「ト」と読むからといって「臺」を「ト」と読むことにはならないと、安本氏は結論づけなければならないのではないのでしょうか。

さらに、「邪馬臺」が現れるのは、5世紀の『後漢書』ですので、これはとりもなおさず、5世紀の南北朝時代後期から隋、唐に至る中古音の時代ですから、中古音で「臺」は、dəiという発音です。したがって、「邪馬臺」は中古音で、yia-ma-dəi (ヤマダイ) とするのが妥当でしょう。

ちなみに3世紀の『三国志』では「邪馬壹」

であって「邪馬臺」の記述は版本にありません。したがって、「邪馬臺」を上古音に想定することは難しいですが、万一、上古音であったのだとすれば、「邪馬臺」は $\eta y i a g - m a g - d \theta g$ (ヤマダ) になり、これも結局、ヤマトの発音にはなり得ないと思います。

表E 「邪馬臺」の中古音・上古音

区分	邪	馬	臺
中古音	yia	ma	dθi
5世紀～	ヤ	マ	ダイ
上古音	$\eta y i a g$	mag	dθg
～3世紀	ヤ	マ	ダ

この『後漢書』の「邪馬臺」の発音について、古田武彦氏は、『失われた九州王朝』の57ページから76ページに詳述されています。これによれば、『後漢書』の中に出現する122個の「臺」を抜き出して、一つずつ調べ、どれも「ダイ(タイ)」と発音することを実証されました。真っ向から反証するには、この『後漢書』の122個の「臺」が「ト」と読まれることを証明しなければならないと思います。私にはこれら「臺」の発音について一つ一つ分析する能力はありません。ただ、私は中国語の中古音の特徴を伝えていると言われる呉音が「ダイ」という発音ですから、「臺」の発音は「ダイ」であろうと考えています。

ここは、安本氏より古田氏の主張が理路整然として納得できると思います。

1 月例会報告

○ 法興年号の年表について

瀬戸市 林 伸禧

前月の例会で報告した逸年号年表の内、「法興」年号についての作成方法を説明した。

①「法興」年号の始期は、『釋日本紀』所引き『伊予国風土記逸文』の「記曰法興六年十月歳在丙辰(※元年辛亥)」及び『釈迦三尊像光背銘』の「法興元卅一年歳次辛巳十二月(※元年辛亥)」から、法興元年は辛亥年の崇峻4(59

1)年とした。

終期は、『釈迦三尊像光背銘』の「法興元卅一年歳次辛巳十二月鬼前太崩明年正月廿二日……翌日法皇登瑕」から法皇の崩年、法興元卅二年までとした。

②「法興」年号の通用期間は推古天皇在位期間と重複させた。

※『釈迦三尊像光背銘』原文は、古田武彦著『古代は輝いていたⅢ』(230頁)の「『飛鳥・白鳳の在銘金剛仏』(奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編による)」によった。

出席者から、次のような御意見が出された

① 土井真人氏

- ・年号の年数の記載方法は「元年、二年、三年、四年……」で、最初の1年目は「一年」ではなく「元年」である。
- ・故に、「法興元世一年」は「法興元世」は年号ではないと推定できる。
- ・すなわち、「法興」は年号ではなく、「法興(天皇、王?)」の元世^{はじめのよ}一年の歳次が辛巳年と理解すべきである。
- ・ただし、「卅」字ならば、「法興」のみで考えることとなり、卅一年なので「31年」、当然「一」が表記され、この場合には年号と解釈します。

② 竹内強氏

年号の後に「元」とつける事もある。中国に事例がある。

○西暦と干支との換算式について

一宮市町 西部賢一

「西暦→干支」、「干支→西暦」との換算式を算出したので報告した。換算式は次のとおり。

○数値変換の文字変数

十干番号: x 甲($x=1$)……癸($x=10$)

十二支番号: y 子($y=1$)……亥($y=12$)

干支コード: K 甲子($K=1$)……癸亥($K=60$)

西暦年: $Y=ABCD$ (千位=A, 百位=B, 十位=C, 一位=D)

○換算式

1) 干支コード(K)→六十干支(x, y)

$x=K-10$ の倍数, $y=K-12$ の倍数

2) 六十干支(x, y)→干支コード(K)

$$K=6x-5y$$

3) 年干支(x, y)→西暦年(Y)

$$Y=(6x-5y)+3+60n$$

4) 西暦年(Y)→年干支(x, y)

$$x=D-3, y=4(A+B)-2C+(D-3)$$

○古田武彦氏新春講演

知多郡阿久比町 竹内 強

2010年1月9日、大阪で行われた「古田史学の会」主催の新年賀詞交換会における古田武彦氏の講演内容を報告した。

- 1、『古事記』に記された「矛」の字を調べると「真福寺本」ではすべて「弟」の字であることが解った。そこから新たな理解生まれてきた。本居宣長以来、岩波の古典文学大系までこの問題に目をつむってきた。
- 2、天皇陵と被差別部落の関係について『古事記』神代記の最後に「海幸彦・山幸彦」の話が載せられている。これは戦いに破れた海幸彦は天皇の陵を守る事となったことを記しているのである。
- 3、『三国志』魏志倭人伝に記された国名・官職名の表記は倭人の手による。

新井白石以来、この読みを中国側の手によると考えてきた。古田氏自身もこれまでそう考えてきたが、「都市午利」問題を考える中で倭人の手によるように考えた。

又、「生口」についてこれまで「奴隸」だと考えてきたが、そうではなく魏に送られた使者のことではないかということであった。

○ 安本美典著「古代九州王朝はなかった」 を読んで

名古屋市 石田敬一

『三国志』の全版本では「邪馬壹国」、『後漢書』の全版本では「邪馬臺国」であることを古田武彦氏は確認し、言い換えれば三世紀は「邪馬壹国」、五世紀は「邪馬臺国」であったと主張してきたことを、安本美典氏はこの著書『古代九州王朝はなかった』において古田武彦氏がどんな時代でも「邪馬壹国」の「壹」が正しく「臺」は間違っていると主張しているかのように曲解して古田説を批判しており、間違っていると指

摘した。

『三国志』も『後漢書』も現存するのはともに北宋時代の版本であり、私は両方共に原本は版本どおりであったと理解するべきだと主張した。また、この安本氏の著書が出版される10年以上も前に、古田氏が『三国志』紹熙本しょうきのみならず紹興本しょうこうを始めすべての『三国志』の版本には「邪馬壹国」又は「邪馬一国」となっていることを実証しており、『三国志』には「邪馬臺国」とあったとする安本氏には真正面から批判して欲しいとした。

2月例会に参加を

日時： 2月21日(日) 午後1時30分～5時
場所：名古屋市市政資料館(第1集会室)

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円(会員無料)

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

今後の予定

3月例会：3月21日(日)名古屋市市政資料館

4月例会：4月11日(日)名古屋市市政資料館

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、「20部」ご用意願います。

前月の例会で報告した逸年号年表の内、「法興」年号についての作成方法を説明した。

①「法興」年号の始期は、『釋日本紀』所引き『伊予国風土記逸文』の「記曰法興六年十月歳在丙辰（※元年辛亥）」及び『釈迦三尊像光背銘』の「法興元卅一年歳次辛巳十二月（※元年辛亥）」から、法興元年は辛亥年の崇峻4（591）年とした。

終期は、『釈迦三尊像光背銘』の「法興元卅一年歳次辛巳十二月鬼前太崩明年正月廿二日……翌日法皇登瑕」から法皇の崩年、法興元卅二年までとした。

前月の例会で報告した逸年号年表の内、「法興」年号についての作成方法を説明した。

①「法興」年号の通用期間は、次のとおりとした。

『釋日本紀』所引き『伊予国風土記逸文』の「記曰法興六年十月歳在丙辰（※元年辛亥）」及び『釈迦三尊像光背銘』の「法興元卅一年歳次辛巳十二月（※元年辛亥）」から、法興元年は辛亥年の崇峻4（591）年とした。

また、『釈迦三尊像光背銘』の「法興元卅一年歳次辛巳十二月鬼前太崩明年正月廿二日……翌日法皇登瑕」から法皇の崩年、法興元卅二年までとした。

例会は、3月は**第3日曜日**、4月は**第2日曜日**です。

古田史学の会・東海

東海の古代

第114号 平成22(2010)年2月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

『記紀』に記された船眼について

京都市 黄 當時

海幸彦・山幸彦の説話の中に、山幸彦が釣針をなくして海岸で泣いていた時に、シホツチの老翁が来て、ある船を造り、ワタツミの宮に行かせる場面がある。

ある船とは、「無目籠」（『日本書紀』神代下、第十段、正文）¹⁾ のことであるが、『日本書紀』では、「無目堅間」（神代下、第十段、一書第一）²⁾ とも表記され、『古事記』（上巻）では、「无間勝間之小船」³⁾、「無間勝間之小船」⁴⁾ と表記されている。

個々の船名は、一見、難解であるが、体系的に見ていくと、それぞれの船名や付随する記述から、それなりに筋が通った情報が読み取れる。考察の便宜上、これらをひとまず「無目籠かご之小船」の一語に括っておきたい。

書かれた時点では、書かれた内容は理解できなかったはずであるが、後人は、書かれた内容が理解できないため、「無目籠かご之小船」の解釈に長く苦しんできた。この言葉は、一般に、次のように説明されている。

竹で固く編んだ、すきまのない小船⁵⁾。

隙間のない竹の籠⁶⁾。

隙間なく竹を編んだ小さな籠の船⁷⁾。

密に編んだ隙間のない籠⁸⁾。

籠は、所詮、籠である。竹籠にどう手を加えたところで、大海へ乗り出すには貧弱すぎる。

古代の旅は、身分の高い者にとっても決して楽なものではなかったが、山幸彦は、この船旅でどのような船舶を利用したのであろうか。山幸彦の遠出のためにわざわざ造ったのであれば、籠かごなどではありえない、と見るべきであろう。

茂在寅男氏は、次のように述べる。

……無目堅間小舟……は御存知であろう。在来は目つぶしをした籠の舟と訳しているこの船。無目は水密など訳しても良いが、その後を私は次のように考える。

カタマランを、元の響きを残して日本語に訳せよといったら、「カタマ小舟」と訳すのは無理な話であろうか。私は「堅間小舟」は文字に意味があるのではなくて、発音に対する当て字が使われたのだと解釈する。……もっともカタマランとはタミール語である。カタとは「結ぶ」マランとは「木」で、筏のことも双胴船のこともカタマランと呼んでいたのには数千年の歴史がある。

（茂在寅男、1984、p. 3-p. 4. 『歴史を運んだ船——神話・伝説の実証』東海大学出版会。省略箇所は「…」で示す。以下同じ。）

茂在氏の着想は、鋭い。特に、字面にとらわれない解釈を提案したことは、重要である。氏が、「籠かご」を、カタマランの音訳である、と看破したことは、画期的であり、その功績は大きい。しかしながら、「無目」を、水密な、と解釈したことは、従来の解釈の域を出るものではない。水密でない船は、水上の乗り物としては不適當である。『記紀』は、どの船にも求められて

いる必須条件にわざわざ言及しているわけではない。この「無目」は、文字通り、「目が無い」という意味なのである。

中国語では、龍の装飾があるものを、龍と言うことがある。龍舟節／龍船節で使用する船には龍の装飾が施され、今日、一般には、龍舟／龍船と言うが、単に龍と言ってもよい。苗族の文化では、船は龍に同じ、と考えられている。このような、船を龍と同一視する考え方は、例えば、浙江省の舟山（杭州湾）地区にも見られる。ここで、この地区の漁船について書かれた文章の一つ見ておきたい。

长江口外东海杭州湾一带，是中华古国最早出现海上渔船的海域之一。现今概念上的嵊泗渔场，正是处于这片江海交汇丰饶大海域的最佳区位上。……据考古，上古时期的吴越风俗由海洋传播至嵊泗列岛。由此推断，最早出现在杭州湾外长江入海口之嵊泗海域上的，当是独木渔舟。……在相当长一个时期内，这种独木舟式的渔船之船头两侧没有船眼装饰，因此渔民唤之为“无眼龙头”。

（牧鱼人、<http://www.dskj.gov.cn/haiyangwenhua/muyuren/gongjiuyanbian/003.htm>）

船の舳先は、船頭と言ひ、龍舟／龍船の場合には龍頭という言い方があるが、普通の船でも龍頭と言うことがある。舟山（杭州湾）地区では、長期にわたり、丸木舟形式の漁船の舳先（船頭、龍頭）の両側には船眼（船の眼、マタノタタラ）の装飾がなく、漁民はそれを「無眼龍頭」と呼んでいた。この地区の漁民は、漢化しても、なお、船を龍と見なす祖先の文化を継承してきたのである。

舟山（杭州湾）地区の漁民が使う「無眼龍頭」。この単語が、「無目籠」が船眼の装飾のない船であることを私たちに教えてくれている。『記紀』の物語が成立した頃の日本にも、船を龍と見なす人々、船眼の装飾がない船を「無目籠」と呼ぶ人々がいたのではないかと。

では、「無目籠」は、なぜ、「無目籠」と表記されたのであろうか。

龍は、想像上の動物である。「無目籠」という表記をそのまま採用すると、人間が人間に作れるはずのない龍を作ることになり（作無目籠）、合理的ではないと考えられたのであろう。『日本

書紀』（神代下、第十段、一書第一）には、さらに、竹を取って大目籠を作った、とあるので、籠は、龍と竹の二つの情報を伝える好個の文字と考えられたのではないかと。

「無目籠かたま之小船」は、意味のよくわからない「無目籠かたま」に、よく知られている「小船」を後置して意味説明を補足する形式を取っている。

茂在氏は、上に引用した通り、カタマランは「カタマ小舟」と訳せる、と言う。全体像の捕捉という点で問題はないが、正確ではない。この着想で訳すなら、カタマランは、「カタマ船（勝間船／堅間船／籠船）」となるからである。

異文化の語彙（外来語）を取り入れる場合、大きく分けて音訳と意識の二つの方法がある。

中国語では、いずれも漢字で表記するが、音訳してみたもののこれではわかりにくいかもしれない、と考えられる場合、さらに類名を加えてよりわかりやすくすることがある。特に、音節数が少ないものは、よりわかりやすく安定したものにするために、この手法を採ることが多い。

例えば、beer や card という単語は、「啤」や「卡」という訳で、一応、事足りており、特に単語の一部であれば、問題はない（例：扎啤、[ジョッキに入れた]生ビール；信用卡、クレジットカード）。ところが、「啤」や「卡」だけで一つの独立した単語となると、やはりわかりにくさは否めない。そこで、類名の「酒」や「片」を加えて、「啤酒」や「卡片」とするのである。

「異文化の語彙（外来語）＋類名」という、現代中国語に見られるこのような表記法は、古代日本語にも見られる。『古事記』は、ある船を「小」と音訳し、それで、一応、事足りてはいるが、よりわかりやすくするために、さらに「船」という類名を加えて、「小船」としたのである。

泡があるとか、小さいとかいう要素を類名に持たせることはないので、いくら泡があつたり、小さかつたりしても、「啤酒」や「卡片」が、「啤泡酒」や「卡小片」となることはない。「小船」が類名となることは固よりないが、「之」を介していることからわかるように、「無目籠かたま之小船」の「小船」は、「無目籠かたま」の類名ではないのである。

シホツチの老翁は、第三者がその小ささに言

及せねばならないほど、明らかに形状が小さい船をわざわざ作って山幸彦に提供したわけではない。この「小船」は、決して、字面が示唆する小さい船という意味で使われているのではない。「小船」は、ここでは、「コ(kau)と呼ばれる船」のことである。

さて、「無目かたま籠之小船」は、考察の便宜のために創作した仮の言葉である。以上のように、おおよその意味が取れたので、ここで、この一語に括る前の、個々の表記の出入りも検討しておきたい。

個々の船名の表記を見る限りでは、『古事記』には「之小船」が付され、『日本書紀』にはそれがない。しかしながら、実は、語部(集団)の言うカタマは補足説明なしにはもはや理解が難しかろう、という危惧は、『古事記』と『日本書紀』の記述に共通して見られる。『古事記』の編纂者は、「無間勝間／無間勝間」の直後に「之小船」を付すことで、『日本書紀』の編纂者は、文末の「一云」で「是今之竹籠也」と述べることで、意味説明を補っている。両者は、表現の手法や用いた漢字こそ異なるが、伝えようとする情報には違いがない。どちらも、カタマが今の言葉で言うコ(kau)に相当する船であることを伝えている。

異文化の語彙(外来語)は、元の表記をそのまま採用しない限り、新たな表記をする際に揺れが生じやすい。例えば、日本語では、通信手段の発達した今日でさえ、全国的にレポートやリポートの揺れがある。関西でヘレと言う肉は、関東ではヒレと言うことが多いと聞く。また、一部のレストランでは、フィレとも言っている。

『記紀』における「勝間」と「堅間」の揺れは、元の表記をそのまま採用しなかった(あるいはできなかった)ために生じている。『記紀』がそうしなかった(あるいはできなかった)のは、その単語が漢字以外の文字で表記されていたか、文字表記そのものがなかったか、のどちらかである。先に、「小船」が何であるのかを見たが、「小」と「籠」の揺れも、同じ理由によるものである。

「無目」には、「無間／無間」と「無目」のバリエーションがあるが、いずれも、動賓(VO)

構造である。この構造は、この表現が、音声を表記したのではなく、意味を表記していることを示している。言い換えれば、「マナシ／まなし」という音声ではなく、「マ／まがない、マ／まを持たない」という意味を表記しているのである。

残るは、「間」と「目」の出入りであるが、表記に違いはあるものの、伝達しようとする情報には違いがない。「間」と「目」は、ともに「目／眼」のことである。

同一情報の記録に同一表記を用いる手法ほど単純明快なものはない。『古事記』の編纂者は、語部(集団)の言う二つの「マ」(音声情報)を二つの「間」(文字情報)で書き記したが(無間勝間／無間勝間)、後人は、二つの「間」が二つの「マ」を意味することを見て取ることもできず、例えば、前の「間」は「ま」を意味し後の「間」は「マ」を意味する、と誤解したりした(無間勝間／無間勝間)。

先に、船には船眼(船の眼、マタノタタラ)の装飾を施さないものがある、と述べた。『古事記』は、「マタノタタラ」という音声情報(異文化の語彙、外来語)を「間」と書き記し、『日本書紀』は、「船の眼」という意味情報を「目」と書き記したのである。

以上を踏まえて解釈すれば、「無目かたま籠コ之小船」の意味は、次のようになるだろう。

「舳先に船眼(マタノタタラ)の装飾のないカタマランという船で、ある文化圏では無目籠と呼ばれ、船材に竹を使っているが、今の日本語では、外来語のコと組み合わせて、通常、コぶねと呼んでいるものに相当する船」である。

「無目籠之小船」一語に、これほどの情報が織り込まれているのである。『記紀』の編纂者は、語部(集団)の提供する情報を淵博な知識で記録・編集したが、海の民の言語や文化に関する知識は、その後、急速に失われ、後世の人々は、同じ知識を共有しないため、書かれたことを理解することもできない。周辺諸語の知識なく、いわゆる日本語一視点のみの知識で、このような語彙に立ち向かうものではない。

注

1) 隙間のない籠。「籠」はコとも訓むが、古訓のカタ

マによる。これは一書第一(一六三^{まなし}かたま)の「無目堅間を以ちて浮木^{うけき}に^{つく}り」について、「所謂堅間は、是今の竹籠^{たけのこ}なり」とみえ、カタマは竹籠^{たけかご}の意である。……記に「無間勝間の小船」とあり、カツマの語形もある。

(小島憲之、直木孝次郎、西宮一民、蔵中進、毛利正守校注・訳、1994、p. 156頭注8。『日本書紀①(新編 日本古典文学全集2)』小学館)

なお、この注に限ったことではないが、「竹籠^{たけのこ}」を「竹籠^{たけかご}」と言い換えるのは、全くの誤りである。両者は、別物であり、「竹籠^{たけのこ}」とは、「竹籠(kau)」のことである(kau はハワイ語)。目を覆いたくなるような「説明」が哀しいが、古代日本語におけるコと呼ばれた船舶の存在が一日も早く認識されることを願うものである。なお、山口県下関市の南西端にある竹ノ子島は、目にする季節／距離の極めて限られる植物のタケノコ(筍)に由来するのではなく、季節を問わず遠くからでも見える船舶のタケノコ(『日本書紀』では竹籠と表記)に由来するものであろう。

2) カタマは竹製の籠。カタマは「堅編^{かたあま}」の意かという。カツマ・カタミとも。

(小島憲之、直木孝次郎、西宮一民、蔵中進、毛利正守校注・訳、1994、p. 163頭注15。『日本書紀①(新編 日本古典文学全集2)』小学館)

3) マナシは「目無し」、カツマは竹籠で、カタマ・カタミともいう。固く編んですきまのない竹籠の意。神代紀には「無目籠」とある。西村真次は「無間勝間の小船」をベトナムの籃船と比較して、竹製の目を椰子油と牛の糞をこねた塗料でふさいだ船であると、また松本信広は竹製の目を漆で填隙した船と解している。

(荻原浅男、鴻巣隼雄校注・訳、1973、p. 138頭注3。『古事記 上代歌謡(日本古典文学全集1)』小学館)

4) 「無間勝間」は、編んだ竹と竹との間が堅く締まって、隙間がない籠をいう。それを船として用いたのであり、船の形に作ったのではない。これを、潮路に乗せるのであり、漕いで行くわけではない。『書紀』にはこれを海に沈めるとあり、『記』とは異なっている点、注意される。

山口佳紀、神野志隆光校注・訳、1997、p. 126頭注4。『古事記(新編 日本古典文学全集1)』小学館)

5) 荻原浅男、鴻巣隼雄校注・訳、1973、p. 138の現代語訳。『古事記 上代歌謡(日本古典文学全集1)』

小学館)

6) 山口佳紀、神野志隆光校注・訳、1997、p. 127の現代語訳。(『古事記(新編 日本古典文学全集1)』小学館)

7) 三浦佑之訳・注釈、2002、p. 109の現代語訳。(『口語訳 古事記[完全版]』文藝春秋)

8) 小島憲之、直木孝次郎、西宮一民、蔵中進、毛利正守校注・訳、1994、p. 157とp. 163の現代語訳。(『日本書紀①(新編 日本古典文学全集2)』小学館 p. 163には、「無目籠」を指して、「目のつまつた籠」という注釈も見える。

参考文献

Mary Kawena Pukui & Samuel H. Elbert 1986. *Hawaiian Dictionary*, University of Hawaii Press.

前号に引き続き、石田敬一氏の「安本美典著『古代九州王朝はなかった』を読んで」掲載します。

安本美典著『古代九州王朝はなかった』 を読んで その2

名古屋市 石田敬一

1 『三国志』の「臺」は「神聖至高の文字」

前回に引き続き安本美典著の「古代九州王朝はなかった」(昭和61年6月20日発行、新人物往来社刊)から、安本氏の主張である“「臺の字は、神聖至高の文字論」は、古田氏の「解釈」である”についてコメントします。

その著書の38ページから40ページにわたり次のようにあります。

「臺の字は、神聖至高の文字論」は、古田氏の「解釈」である

つぎに、「臺の字は、神聖至高の文字論」をとりあげる。古田氏はいう。

『三国志』においては、「臺(台)に詣る」などの用法にみられるように、「臺」は、「天子の宮殿及

び天子直属の中央政庁」という意味で使われている。一方、「卑弥呼」「邪馬臺国」「狗奴国」など、倭国関係については、「卑字」が用いられている。その「卑字の大海」の中で、「天子の宮殿及び天子直属の中央政庁」を指していた「特殊至高の文字」である「臺」の字が、倭の女王国の名を記すのに用いられるはずがない。(後略)

「神聖至高の文字論」への反証

古田氏の「臺の字は神聖至高の文字論」に対する端的な反証をあげよう。

六二七年に成立した『梁書』においては、「臺に還りて高祖に礼拝す」「臺に送る」などの文章がある。ここでも、「臺」が、「天子の宮殿及び天子直属の中央政庁」の意味に用いられている。しかも、『梁書』においては、女王国の名を「邪馬臺国」と記している。「臺」の字を用いている。(中略)

古田氏のいうように、『三国志』にあらわれる蛮夷の固有名詞の表音に「臺」の字を用いられた例がないとしても、その解釈には、つぎの二つがなりたつ。

- (1) 「臺」の字が、「神聖至高の文字」であるから用いられなかったのである。
- (2) 『三国志』の蛮夷の固有名詞の数が、そもそも、それほど多くない。「臺」の字にあたる音を含む固有名詞の数は、さらにすくない。したがって、標本数がすくないから、その中に「臺」があらわれなかっただけである。

現代の統計学は、どの程度のデータがあれば、どの程度まで確実なことが主張できるかを、教えてくれる。

古田氏の議論では、判断を下すには、標本数が不足しているにもかかわらず、一方の判断をとり、その判断がかならず正しいとされているものが、はなはだ多い。

そもそも安本氏は、古田氏のどの著書から引用しているのか明らかにしていないので、よくわかりませんが、かぎ括弧で囲まれた1, 2行の短文は、古田氏の著書『「邪馬台国」はなかった』から抜粋しているようです。ここの「古田氏はいう」の次の記述はかぎ括弧がないので、要旨であろうと思います。

どちらにしても、安本氏は、古田氏が主張し

ていることを正確に記していません。それがまず残念です。

古田氏は中国の史書では、倭の女王国を始め蛮夷の国名には卑字が使われている。それで蛮夷の国の名である女王国を記すのに、神聖至高の文字である「臺」を用いることはない述べているのであって、蛮夷の国名に「臺」の字を用いられた例がないことを主張しているのではありません。古田氏は倭の女王国に関して言及しているのに対し、安本氏は、それを他の蛮夷の国に「臺」が用いられていないという主張であると意味をすり替えて意見しており、的確かつ有効な反証になっていません。

また、古田氏はその多くの著書で再三、三世紀では『三国志』にある「邪馬壹国」、五世紀では『後漢書』にある「邪馬臺国」が正しいと示しています。これに対し安本氏は古田氏の説が三世紀であろうと五世紀であろうと、いつの時代であっても、「邪馬壹国」が正しいと主張しているかのようにねじ曲げて定義した上で、これに対する反証を行っています。

古田氏は、その著書『失われた九州王朝』(昭和48年8月8日発行、朝日新聞社刊)において、五世紀にはすでに、「臺」は「神聖至高の文字」ではなくなっていると具体例を示し、詳しく「臺」の唯一性が失われていたことを説明しています。ですから『後漢書』以降の627年成立の『梁書』に「邪馬臺国」と記述されていることをあげても、何ら古田氏の主張に反証したことになりません。

古田氏は、『三国志』、『後漢書』のそれぞれの版本にあるとおり、三世紀では「邪馬壹国」、五世紀では「邪馬臺国」であったと、文献が示すありのままに理解しようではないかと主張しています。627年成立の『梁書』を取り上げた途端に、安本氏は全く見当違いのことを考えて居ると落胆してしまいます。

この安本氏の理解不足というか歪曲主義は真っ向から議論をしてほしい私にとってはまったく残念というほかないです。安本氏は古田氏の文献を正しく理解していないというより、わざと違うように解釈しているような感じさえします。的確に反証して欲しいと願うものです。

いずれにしても安本氏の反証は何の反証にもなっていません。『三国志』で反証するか、3世紀の書物で反証すべきでしょう。

さらに安本氏は『三国志』において蛮夷の固有名詞の表音に「臺」の字を用いられた例がない解釈として、先に示したとおり、(1)「臺」の字が「神聖至高の文字」なので用いられなかった。又は、(2)「臺」の字にあたる音を含む蛮夷の固有名詞の標本数が少なかった。の二つを掲げています。

(1)は古田氏の主張を基にした解釈ですが、これについては、直接の反証はほとんどありません。三木太郎氏の分析として43ページから「臺」の字が「神聖至高の文字」ではないことを紹介しています。

しかし、三木氏の分析も、とどのつまりは「臺」に関する言葉の多くが、天子の宮殿であったり、支配者の伝統的な建物を指したり、朝廷の異称や宮中の特定の場所のことだと解釈しているようですので、「臺」が基本的には支配者に関係して使われる文字であることを認めているように思われます。結局それは古田氏が「臺」は「天子の宮殿及び天子直属の中央政府」という特殊な意味を持つこととなり、それを「神聖至高の文字」と位置づけていることと、基本認識は重なる部分が多いように思います。

次に(2)の標本数が少ないから、蛮夷の固有名詞に「臺」の字が用いられた例がないと解釈できるというのは、これは勝手な論理です。というのも、標本数が少ないから例がないという解釈もできるし、標本数が多くても例がないという解釈もできるので、安本氏は一面的な定義を掲げていると言えましょう。標本数が少ないか多いかの判断基準が示されていません。古田氏は、『三国志』の蛮夷の固有名詞に卑字が用いられていることを示すと共に「臺」の字が用いられた例がないことを実証しています。従って正面から反証するには、3世紀の史書で蛮夷の固有名詞には、卑字が用いられていないことを示すか、蛮夷の国名に「臺」と同じような「神聖至高の文字」が用いられた例を示すことが必要であると思います。

ところで、なぜ安本氏はあらためて標本数の多少に言及するのかわかりません。議論の始めから対象とする言葉には自ずから限りがあることがわかっています。その上で、それを前提に議論しているのですから、対象の数について議論しても陳腐な感じがします。

万一、(2)の安本氏の解釈について、成立することがあったとしても、3世紀の「臺の字は神聖至高の文字」であったとする古田氏の反証にも、『三国志』には「邪馬臺国」であった可能性が大きいとする安本氏の主張の立証にも成りません。

2 安本式統計学的手法の危うさ

安本氏は現代統計学や数理統計学といった手法を駆使していることが知られています。

しかし私は、安本氏が使う統計学的手法は、危ういと思うことがあります。先に掲げたとおり安本氏は

したがって、標本数がすくないから、その中に「臺」があらわれなかっただけである。現代の統計学は、どの程度のデータがあれば、どの程度まで確実なことが主張できるかを、教えてくれる。

(40頁)

としています。標本の数が少ない場合に統計論を持ち出すことには全く意味がありません。標本が数点しか無ければ統計学で推論することは無理だからです。そんなことは当たり前です。統計学以前の問題です。

ご自身で統計学に結びつけた上で、標本数が少ないことを「臺」が現れなかった理由にしようとはしますが、統計学というのは、「バラツキのあるデータから、応用数学の手法を用いて数値上の性質や規則性などを見いだすもの」です。安本氏が統計学の考え立って標本数が少ないと考えるのであれば、性質や規則性が見いだせないのですから、結論はわからないとするのが正しいと思います。

ここでの議論の対象は、もともと『三国志』の蛮夷の固有名詞には卑字が使われているかどうかです。その蛮夷の国名には数に限りがあるのが当たり前で、安本氏がそのデータが少ないと言われるのであれば、統計的手法そのものを

使うことができません。

となれば、安本氏は、ここで統計的手法を使う状況にないということがわかっていながら、統計的手法を持ち出して、そして、それに見合う標本数が少ないと自己矛盾を起こすようなことを主張しているように思います。ここでの議論の本質は、統計の問題ではありません。蛮夷の国に卑字が用いられた“数量”を問題にするのではなく、「臺」の字が持つ“性質”をどう考えるかであることを理解されていないのでしょうか。

また、このほかにも安本氏の統計学は危ういと思う例があります。

かつて「二倍年曆」に関して、安本氏が主張する“^{ひとつき}一月十五日説”に私は「古田史学の会・東海」の例会で言及したことがあります。『三国志・東夷伝』の『魏略』脚注に「其俗不知正歳四節但計春耕秋収爲年紀」とあるとおり、倭人は正しい歳を知らず春耕と秋収で年紀を為す、つまり、これは年齢を為すという意味であると私は主張しました。

「年紀」には、①年、年代という意味と、②年齢という意味があります。ここでは「年紀」の前に「不知正歳」と「歳」の字を使っていることから②の年齢のことを示していると思います。つまり、この「年紀」は年齢のことであるので、「二倍年曆」ではなく「二倍年齢」が相応しいという基本的な考えを示しました。

安本氏の主張は、『古事記』において天皇の崩御年月日が分かっているものは全て十五日以内の日付であるから一か月は十五日であったとするもので、これが「二倍年曆」につながるとするものです。着眼点はおもしろいと思います。一か月が十五日であったとする理由として十分に理解できます。

しかしながら、ここで確率や統計を持ち出すとおかしなことになります。

安本氏は、『古事記』において、天皇の崩御年月日が書かれているものが全て十五日以内となることは、偶然ではあり得ないくらい低い確率とされ、したがって全ての天皇の崩御年月日は十五日であると主張されます。しかし、私は崩御年月日が記載されていない天皇が他に数多く

あるから、全ての天皇の崩御年月日が十五日以内になる確率は大変低い確率だとは言えないと主張しました。

具体的に示します。

次表を見て、おわかりのとおり、初代神武から第33代推古のうち『古事記』に崩御年月日（日が無いものも含む）が示されている数は13、崩御年月日が示されていない数は20で過半数を占めます。第何代で区切るかによってその割合は変わりますが、少なくとも崩御年月日が示されている推古天皇までで区切れば、以上のとおり、崩御年月日が示されていない数のほうが多い結果になります。

従って、『古事記』において崩御年月日が分かっているものは、すべて十五日以前であるから、崩御年月日が示されていないものも全てをひっくめて、第三十三代までの天皇の崩御年月日が、^{ひとつき}一月十五日以内になることは、とてつもなく高い確率であると言い出した途端に、怪しくなります。

統計をとる場合、初代から第三十三代までの天皇から無作為にサンプリングしなければなりません。すると崩御年月日があるものとないものがサンプリングされます。このうち、崩御年月日が十五日以内かどうかを判定し、その結果により母集団である全ての天皇の崩御年月日の傾向を推測することになります。ところが、ここではサンプリングの中に崩御年月日が不明のものが33分の20の割合で有りますので、統計的手法により傾向を推測することは無謀です。

たとえば犯罪統計では、被害届が出なかった事件のように警察が認知しなかった事件は統計に含まれないので、これらの事件は「暗数」としてカウントされません。天皇の崩御年月日が不明で安本氏がサンプルしなかった数は、この「暗数」に相当するものであり、実際の内容と統計結果には相当の違いがあると考えられます。

安本氏は統計的手法によりデータを取り扱う際に、無作為にサンプリングするのではなく、作為的にサンプリングしています。こうした方法を使っては正確な結果にはなりません。安本氏はデータを扱う際のこの基本が抜け落ちているように思います。

信頼できる統計データの収集は難しく、統計

御年月日がわかっているもののみを取り出すことは、無作為ではなく、作為的な結果を導き出してしまおうと思います。

A表 古事記における崩御年月日・在位年数

代	天皇名	崩御年齢		古事記崩御年月日	在位年数	
		古事記	書記		古事記	書記
1	神武	137	127	—	—	76
2	綴靖	45	84	—	—	33
3	安寧	49	57	—	—	38
4	懿徳	45	77	—	—	34
5	孝昭	93	114	—	—	83
6	孝安	123	137	—	—	102
7	孝霊	106	128	—	—	76
8	孝元	57	116	—	—	57
9	開化	63	115	—	—	60
10	崇神	168	119	戊寅年十二月	—	68
11	垂仁	153	140	—	—	99
12	景行	137	106	—	—	60
13	成務	95	107	乙卯年三月十五日	—	60
14	仲哀	52	52	壬戌年六月十一日	—	9
15	応神	130	111	甲午年九月九日	—	41
16	仁徳	83	143	丁卯年八月十五日	—	87
17	履中	64	70	壬申年正月三日	—	6
18	反正	60	—	丁丑年七月	—	6
19	允恭	78	—	甲午年正月十五日	—	42
20	安康	56	—	—	—	3
21	雄略	124	62	己巳年八月九日	—	23
22	清寧	—	—	—	—	5
23	顕宗	38	—	—	8	3
24	仁賢	—	—	—	—	11
25	武烈	—	57	—	8	8
26	継体	43	82	丁未年四月九日	—	25
27	安閑	—	70	乙卯年三月十三日	—	4
28	宣化	—	73	—	—	4
29	欽明	—	—	—	—	32
30	敏達	—	48	甲辰年四月六日	14	14
31	用明	—	48	丁未年四月十五日	3	2
32	崇峻	—	—	壬子年十一月十三日	4	5
33	推古	—	75	戊子年三月十五日	37	36

注1. 崩御年齢については、加藤勝美氏の「古代史の再検討」で掲げた第1, 2, 5表を参考にさせていただきました。

注2. 在位年数については「古代九州王朝はなかった」117ページの表1から記載。

的手法を使うのならば、データの取り扱いを公正に慎重に行わなければなりません。それを崩

このデータを取り扱う場合の公正さは、安本氏が主張する古代天皇の「在位年数一代十年説」を主張する際に取り扱った在位年数の統計処理の場合についても、当てはまります。

安本氏は、『古代九州王朝はなかった』において、安本式統計学的手法による天皇の在位年数の傾向を基に、歴史人物の比定を行うという作業仮説を提示されています。この安本氏の著書では、116ページの(3)から具体的に示されています。

安本氏は、「日本古代史の諸問題の解決の鍵は、年代論にあり、古代史論争の混迷の元凶は、年代論の不徹底にある」と言われます。これは基本的に私は正しい認識であると思います。

しかし、正しい認識をされているにもかかわらず、安本氏の統計的処理による年代論は、データの取り方が作為的であるため、そこから導かれる結果は、恣意的なもので、説得力もなく、科学的であるともいえません。

安本式統計学的手法では、その基礎データの取り方と分析に疑問と限界があることを、わかっていたきたいと思います。

それでは、具体的にその問題点について整理します。

安本氏の年代観は、日本の天皇の平均在位年数は時代に遡るほどその年数が短くなる傾向があるとするものです。そして徳川時代から現代、鎌倉・安土桃山時代、平安時代、飛鳥・奈良時代は、それぞれ概ね20年、15年、13年、10年と算出しています。

また、他国でも、1～8世紀の大王の平均在位年数が約10年ほどになり、日本の天皇と同じ傾向であるとしています。

在位年数は、政争によって突然変わることもありますから、その傾向には大きな波があるでしょうが、昔は寿命が短かったので、時代を古代に遡るにつれてその在位年数が短くなる傾向があるかもしれないと私も感覚的に思います。

ところが、具体的に古代の朝鮮半島の諸王の在位年数について計算してみると、飛鳥・奈良

時代の平均在位は10年であるとする安本氏の主張とは異なる結果が得られてしまいます。

たとえば、百濟では、百濟の国号が明らかになった13代近肖古王（在位：346年～375年）以降、百濟滅亡の660年の31代義慈王（在位：641年～660年）までの平均在位年数を調べます。合計で19代の在位年数は313年で一代平均が16.5年となります。また、紀元前18年を建国として数えれば、31代678年で、平均在位21.9年となります。どちらにしても10年程度にはなりません。

B表 百濟の王の在位年数

代	王名	在位	年数
13	近肖古王	346-375	29
14	近仇首王	375-384	9
15	枕流王	384-385	1
16	辰斯王	385-392	7
17	阿莘王	392-405	13
18	腆支王	405-420	15
19	久尔辛王	420-427	7
20	毗有王	427-455	28
21	蓋鹵王	455-475	20
22	文周王	475-477	2
23	三斤王	477-479	2
24	東城王	479-501	22
25	武寧王	502-523	21
26	聖王	523-554	31
27	威徳王	554-598	44
28	恵王	598-599	1
29	法王	599-600	1
30	武王	600-641	41
31	義慈王	641-660	19
計	19代		313

次に、新羅では、史実性があるとされる第17代奈勿王（在位：356年～402年）以降、第29代武烈王（在位：654年～661年）までの期間が合計で13代305年となり、一代平均は23.5年であり、また、初代国王とされる朴赫居世（在位：紀元前57年～4年）からとすれば、合計29代718年で24.8年となり、いずれも10年程度とはいえません。

さらに、高句麗では、初代国王とされる朱蒙

（在位：紀元前37年～紀元前19年）から最後の第28代宝蔵王（在位：642年～668年）まで、合計で28代705年で平均在位25.2年にもなります。

このように、1～8世紀の朝鮮半島の諸王の在位について、安本氏の主張は当てはまりません。

それでは、次に、日本の天皇の場合も調べてみます。

安本氏は、天皇の平均在位年数を次の表のとおりに区分されています。

C表 天皇の平均在位年数

第1代神武から第29代欽明	39.83年
飛鳥時代 第30～42代	10.21年
奈良時代 第43～49代	10.57年
平安時代 第50～81代	12.63年
鎌倉・足利・安土桃山時代 第82～106代	15.11年
徳川時代～現代 第107～123代	20.00年

まず安本氏は、在位年数などがほぼ信頼できるのは飛鳥時代以降として、これより前をひとくくりにして、この区分には特に理由がなく区切られています。何をもって欽明以前の在位年数を信頼できないとするのか、何をもって30代以降を信用がおけると言うのか、なぜ30代以降を飛鳥時代とするのか、明確にする必要があると思います。とにかく理由はわかりませんが、ここで区切っています。

一般的には、飛鳥時代といえ、32代崇峻から41代持統までの期間とされています。そこで、通説である32代崇峻から41代持統までを飛鳥時代として、『古代九州王朝はなかった』の117ページの表1「諸天皇の在位年数」を使って計算しました。すると合計10代で107年、つまり平均10.7年で、ほぼ11年となりました。安本氏の主張する平均在位年数10年とは近いですが異なる結果となります。

また、安本氏のいう飛鳥時代に、一代前の29代欽明を加えると、たった一代前を含めるだけで合計14代165年で平均11.8年とな

ります。ほぼ12年です。なぜ30代からとするのか安本氏は明らかにする必要があるのでしよう。

一代前の29代欽明を飛鳥時代に加えた場合には、安本氏が言う次の時代である奈良時代の平均在位年数が、10.57年ですから、奈良より古い飛鳥時代の平均在位年数の方が明らかに数字が大きくなってしまいます。その結果は古い時代の方が在位年数が短いという安本氏の考えには都合が悪い結果となります。安本氏が指定する第30～42代でないと、古くなるにしたがって在位年数が短くなるとともに平均在位年数が10年くらいになるという結果が得られません。

さらに個々の天皇の在位年数を考えると、飛鳥時代に位置する推古天皇の在位は36年であり、安本氏の言う「在位年数一代十年説」の10年とはほど遠いです。こうしたイレギュラーな数字がある場合は、一番上と一番下のデータをカットして計算する方法があります。36年の推古と最低の8ヶ月の弘文をカットすると30～42代は11代で96年となり、平均8.7年となります。つまり、ほぼ9年です。

このようにデータの取り方を変えて、いくつかのケースを試算してみれば、安本氏の仮説の破綻は明白です。

安本式統計学的手法は、自分の説に都合の良い部分のデータだけを取り出して、都合の悪いデータを除外しているので、それらしい数字が得られるのにすぎません。

様々な方法で試算して、こうした10年とは異なる数値が現出する前には、とうてい「在位年数一代十年説」は対抗できません。

つまりデータの取り方によって、結果が変わってしまう手法を使って推測しようとしたことが間違いだと思います。

自分の説に都合の良いデータ、すなわち10年程度になるようなデータだけを取捨選択すれば、10年程度になることは当たり前です。

こうした作威的なデータの取り方は、全く科学的ではありません。

数理統計学は、データの取り扱いを公正に行

なった上で、母集団全体の推測に利用すべきだと私は思います。

大きな問題ですので再度整理して言いたいでしょう。実際に安本氏が行っている統計データの収集は公正ではありません。

自分の考えに都合の良いように期間を区切って、そのサンプルに基づき推論しています。これは違反です。故意で偏った推計値しか出ません。さらに偏った推計値を使って推論すれば当然間違った結果しか導き出せません。安本氏が自分の考えに都合の良いデータだけを使えば、当然自分に都合の良い結論が得られるでしょう。それを知っていて、統計学に30年以上も携わってきたという実績がありますので、これをもとに正しそうな分析であるかのように主張されれば数理統計学を知らない一般の人は信じてしまいます。しかし、実は、その中にまやかしが潜んでいます。

もう1点、安本氏が本人の考えに都合の良いデータの取り方をした具体的な事項をこの著書の中から示します。

この著書の119ページで、

また、第三十代敏達天皇の在位年数は、歴史的に、ほぼ信頼できるものとする。

と記述し、安本氏は飛鳥時代のデータの範囲を第30～42代として第30代敏達からを対象としています。一方、同じ著書の153ページでは

即位、退位の時期などを、歴史的な事実として信頼できるのは、第三十一代用明天皇ごろから、以後である。用明天皇からあとの天皇の在位年数などは、『古事記』と『日本書紀』とでも一致している。(異なっているばあいでも、一年である)

と第31代からが信用できると同じ著書の中で異なることを述べておられます。

なぜ119ページでは第30代からで、153ページでは第31代からなのでしょう。このように安本氏は勝手にデータの取り方を変えてしまいます。153ページでは平均在位年数をピッタリ10年に合わせたいため卑弥呼から第30代までの期間を34代340年になるよう第31代からを信頼がおけるとしたのではな

いのでしょうか。

この算出の根拠は119から122ページにあります。30代敏達天皇の即位572年と崩御585年の中間579年を敏達の活躍時期と決め、これを基準にして、卑弥呼(=天照大御神と安本氏は想定)の活躍時期239年との差し引きから34代340年でピッタリ一代平均在位10年を割り出しています。これを卑弥呼から第31代用明天皇までを基準にすると、585年が活躍時期であるので、35代で346年、平均9.9年程度となり、10年にピッタリとしなくなります。これでは10年という数値が直接表示されないの、ピッタリとした数値を得るために31代以降を信頼がおけるとしたのではないのでしょうか。

ところで、安本氏は「用明天皇からあとの天皇の在位年数などは、『古事記』と『日本書紀』とでも一致」し信用できるとしていますが、34代以降は『古事記』に在位年数の所伝はありません。すなわち、31代用明、32代崇峻、33代推古の三代の在位年数がほぼ一致していることだけを基に31代以降は信用できるとしています。しかし、30代敏達も記紀ともに在位年数が一致しているので30代以降から信用できると主張すべきと思いますが、なぜか30代は対象としないのです。

さらに、25代武烈でも記紀の在位年数は同じ8年で一致しており、その後26代から30代までは『古事記』に在位年数の記述はありませんから、安本氏の理屈で言えば、25代武烈から信用がおけるとしてもかまわないのではないかと思います。

そこで25代武烈を基準に同様の計算をすると、その活躍時期は489～507年の中間498年頃で卑弥呼から29代で259年となりますから一代平均8.9年となります。安本氏が主張する10年とは言えなくなります。そうなると天照大御神を卑弥呼に想定した安本氏の主張は崩れ去ってしまいます。

以上のとおり、安本氏のデータの取り方が恣意的であり、その統計学的手法は、危ういと言われても仕方がないことを具体的に示しました。

なお、余談ですが、天皇の崩御年月日は『日本書紀』にも記載されています。こちらには十

五日以降の崩御年月日が記載されたものがあります。これを『日本書紀』は後代の暦法に置き換えられていて信用がけないという理由だけで、無視しては説得力はありません。一方で安本氏は崩御年齢について『日本書紀』の記述を利用しているのですから、『日本書紀』に書かれた十五日以降の日付の崩御年月日について、なぜその日付になっているかを解明される必要があると思います。

3 「臺」と「台」

次は、『古代九州王朝はなかった』の138ページからの抜粋です。

(3) 卑弥呼の都した女王国の名は、「邪馬臺国」である。それを、今日、「邪馬台国」と書く。常用漢字にない「臺」の字を、「台」で代用したのである。「臺」と「台」は、もともとは、別の字である。もともとの意味は異なる。しかし、表にみられるように、音は近い。「臺」は、日本の古典に、使用例が見られないが、「台」の方は、使用例がみられる。すなわち、『日本書紀』の神代の巻に、「興台産靈、これをば許語等武須毗と云ふ」とある。「台」を、「等」と読んでいる。すなわち、台も、あきらかに、「乙類のト」である。

(4) 一方、大和朝廷の「大和」は、「夜麻登」(『古事記』『万葉集])、「椰磨等」「夜摩苔」「夜莽苔」「野麻登」(『日本書紀])、「山跡」(『万葉集])などと記されている。「登」「等」「苔」「跡」などは、いずれも、「乙類のト」をあらわす。とくに、「夜摩苔」の「苔」は、藤堂氏によれば、「邪馬臺」の「臺」と同音であった。

表D 「臺」と「台」の中古音・上古音

区分	臺	台
中古音	dəi	t'əi
5世紀～	ダイ	タイ
上古音	dəg	t'əg
～3世紀	ダ	タ

ここで言う表は137ページに掲げられた藤堂明保編『漢和大辞典』による「甲類のト」と「乙類のト」を区分けした中国音の区分表であり、「臺」と「台」はともに「乙類のト」に分類されており、それぞれ中古音は、dəi、t'əi

で、上古音は、dəg、t'əgと発音するとしています。

古田武彦氏は、その著書『失われた九州王朝』で、すでに「臺」と「台」は別字であると示しており、安本氏もこれに従い「臺」と「台」については、もともと別の字であり意味も異なることを認めています。また、藤堂明保編『漢和大辞典』にあるとおり「臺」も「台」も同じ「乙類のト」ではあるものの発音がやや異なっています。

しかし、従来は、これを音が近く、「臺」と「台」も共に「ト」であるとしており、安本美典氏も「臺」は「ト」と読めると主張しています。

その理由として、『日本書紀』景行天皇紀に「夜摩苔波区珥能摩倍邏摩（やまとはくにのまほらま）」とあり、「苔」は「乙類のト」であって「臺」と上古音、中古音も同じであるから、「臺」は「ト」と読めるとしています。しかし、古田氏が示したとおり『日本書紀』や『古事記』の資料に「臺」は「ト」と読まれた事実がありませんから、結論は「邪馬臺」は「ヤマト」と読まれたかどうかはわからないとするのでなければなりません。

『日本書紀』神代條に「^{こことむすび}興台産靈」と「台」を「ト」と読む例はありますが、安本氏もこの『古代九州王朝はなかった』で証言しているとおおり「臺」は「台」とは明らかに別の字と認めています。

従って、「台」を「ト」と読むからといって「臺」を「ト」と読むことにはならないと、安本氏は結論づけなければならないのではないのでしょうか。

さらに、「邪馬臺」が現れるのは、5世紀の『後漢書』ですので、これはとりもなおさず、5世紀の南北朝時代後期から隋、唐に至る中古音の時代ですから、中古音で「臺」は、dəiという発音です。したがって、「邪馬臺」は中古音で、yia-ma-dəi（ヤマダイ）とするのが妥当でしょう。

ちなみに3世紀の『三国志』では「邪馬壹」であって「邪馬臺」の記述は版本にありません。したがって、「邪馬臺」を上古音に想定することは難しいですが、万一、上古音であったのだと

すれば、「邪馬臺」はŋyiaɡ-maɡ-dəɡ（ヤマダ）になり、これも結局、ヤマトの発音にはなり得ないと思います。

表E 「邪馬臺」の中古音・上古音

区分	邪	馬	臺
中古音	yia	ma	dəi
5世紀～	ヤ	マ	ダイ
上古音	ŋyiaɡ	maɡ	dəɡ
～3世紀	ヤ	マ	ダ

この『後漢書』の「邪馬臺」の発音について、古田武彦氏は、『失われた九州王朝』の57ページから76ページに詳述されています。これによれば、『後漢書』の中に出現する122個の「臺」を抜き出して、一つずつ調べ、どれも「ダイ（タイ）」と発音することを実証されました。真っ向から反証するには、この『後漢書』の122個の「臺」が「ト」と読まれることを証明しなければならないと思います。私にはこれら「臺」の発音について一つ一つ分析する能力はありません。ただ、私は中国語の中古音の特徴を伝えていると言われる呉音が「ダイ」という発音ですから、「臺」の発音は「ダイ」であろうと考えています。

ここは、安本氏より古田氏の主張が理路整然として納得できると思います。

雑記

—倭人伝に始まり 倭人伝に還る—

岡崎市 大西能生

1

平成21年の秋、八王子セミナーで古田先生の新たな倭人伝解説の講義に接し、それ以降倭人伝を読むことを日課とし、今日まで続けている。

すると時折、人は知らず私にとっては新たな発見があり、楽しい。

例えば、「国譲り」・「天孫降臨」、当時の海人族の栄光ある「日子（卑狗）」の称号が邪馬壹国

に何故か存在しないとか、戸数、道里の他に官名も略載すべしと陳寿が記述しなかった理由が、末廬國だけ官名が抜けていることによると思われ、陳寿の律義さに参るとか、「収租賦有邸閣」の邸閣が後年正倉院へと昇格していったのではないとか、等々である。

2

倭人伝を読む度に、正始八年条に違和感を覚え、その思いは増幅するばかりであった。先ず関係文を掲載する。

景初二年六月倭女王遣大夫難升米等詣郡求詣天子朝獻太守劉夏遣吏將送詣京都

……

正始元年太守弓遵遣建忠校尉梯儁等奉詔書印綬詣倭國拜假倭王并齎詔賜金帛錦罽刀鏡采物倭王因使上表答謝詔恩

其四年倭王復遣使大夫伊聲耆掖邪狗等八人上獻生口倭錦絳青縑絲衣帛布丹木付短弓矢掖邪狗等壹拜率善中郎將印綬

其六年詔賜倭難升米黃幢付郡假授

其八年太守王頎到官倭女王卑彌呼與狗奴國男王卑彌弓呼素不和遣倭載斯烏越等詣郡說相攻擊狀遣塞曹掾史張政等因齎詔書黃幢拜假難升米爲檄告諭之

即ち 太守劉夏遣使…………… (景初二年条)

太守弓遵遣…………… (正始元年条)

の如く、陳寿は、彼の大局的歴史観からか、少なくとも烏丸鮮卑東夷伝では、太守の着任時につき関心を示さない。

にも拘わらず「其八年太守王頎到官」と特記しているが、これは何故なのか、

この点、魏朝の対倭政策の変更が王頎によりなされたとの仮説を起し、それにつき陳寿が批判的ではなかったかと想像を逞しくする。

以下、理由を列記する。

3

先ず、倭國の遣使貢献につき、古田先生は陳

寿が明記する景初二年(238年)、正始四年(243年)、正始八年(247年)と晋の起居注の秦始二年(266年)^{壹与の朝獻に当てられる}の4回に限定されている(魏朝に対しては3回ということになる。)。

しかし、私は連綿と4・5年に1回献使貢献が続けられたと考える。

① 京都(洛陽)に到るのは大変であろうけれど、海人族の後裔としての倭国にとって帯方郡に伺候することは、冊封体制下に入る決心をした以上、大業なこととは思われない。

② 張政

イ 張政二十年滞在説*1によれば、倭国は危急存亡の時と通説は考えている。に救援を乞い、その後二十年近く放っておいたこととなる。

例え張政が報告書を提出する際、倭國の感謝の意を伝えたとしても、余りに大儀に倅ると思われる。陳寿の『三國志』記述時に存在した『後漢書』にあった倭奴國范曄はこれにより倭奴國と表記したと考える。を倭國と改め、「奴」の字を省いていることから、陳寿に倭國を非難する語調は存しないから、倭國の対応は礼に拠っていたものと考えべきである。

ロ 又、張政二十年滞在説に依れば、倭國の軍力は裸になる。張政が卑弥呼の宮室の位置や防御の要の環濠について報告したのは当然として陳寿がそれらを記述しなかったのは晋朝が独占すべき軍事情報であるからであろう。、動員の方法とか、軍の進退、組織の有様まで把握されることは、例え冊封体制に組み入れられたとしても、倭國として好ましいことではないし、倭國の地位その軽重にも影響を与えよう。更に張政の軍士の数は分らないけれど、彼らに対する女性の饗応は倭國內の状況を悪化させるであろうことは目に浮かぶが如くである。

他国での軍隊の駐留の困難さを、先ず考えるべきであろう。倭國としては、速やかに張政等が帰還するよう図ったはずであり、壹与の20人という大遣使団に張政等を送り還さんとする強い意志をくみ取るべきと考える。嘉平三年か四年に当てたい。

*1 張政滞在20年説：張政は正始八年(247年)から秦始二年(266年)まで倭國に滞在していたとする説。(木佐敬久氏が提言し、古田武彦氏が賛同した説。)
古田武彦著『古代史をひらく 独創の13の扉』2～5頁参照。

ハ、そもそも張政の任務は詔書・黄幢をもたらすこと、および檄を以て告諭することであり、駐留するとか、監督するとかの任務は与えられていないから、壹与への「檄を以っての告諭」で任務は果たされたというべきであろう。

又、親呉狗奴國への牽制の意図があったとしたら、呉國が未だ健在の266年帰還は理に合わない。

③ 魏朝は掖邪狗等に率善中郎將の印綬を賜与し、これを陳寿は「壹拜」という用語で評価している。この語は本来「九服の制」(『周礼』)に基づく諸国の周期ごとの遣使貢献の適合性を担保するものである。

すると『三國志』において「壹拜」は唯一倭人伝正始四年条に出現するのみである(『邪馬台国』はなかった)から、陳寿は本来の用法によって「壹拜」という大義名分用語を用いたことになる(東夷伝序文)。

先ず難升米等に対して使用していないのは、「壹拜」が周期的であるか否かによって判断されるものであるから、1回目の遣使に使われないのは当然のこととなる。

次に、仮に4回目の遣使が欠落したり、遅滞があれば、2・3回目の遣使も偶々表面的に「壹拜」の如き観があったとしても、後日において壹拜と評価されることはない。そして陳寿が280年前後『三國志』を記述するにつき、なお「壹拜」の用語を掖邪狗等ひいては倭國に対してに与えているのだから、結局景初二年以降連綿と続いたこととなる。

なお、秦始二年の朝献が、4・5年に1回という周期からズレているとの指摘も一応考えられるが、これは新王朝である晋朝への初めての祝賀朝献であるから、不都合とは云えない。

結局、陳寿の簡易直裁、重複を嫌う筆法からして、倭國の遣使貢献は正始四年条の記事で書き尽くしたとも考えられることになる。

4

では何故、正始八年条が書き足されたと考え

るべきであろうか。

この点、倭國と狗奴國との争闘が激化し、倭國が危急存亡の危機に直面し、帯方郡に先ず救いを求めたとするのが一般的である。又、木華もこの立場に立ち『海賦』で「一越三千不終朝而濟所届」と謳っている。

しかし、張政が倭國に来て為したことは、前述の詔書・黄幢の仮綬と檄を以っての告諭のみである。仮に張政が狗奴國の侵攻を止めたのであれば、それは魏朝の功績であるから、一文、例えば

共政等興難升米等持黄幢軍而狗奴國退奔
(政等は難升米等と共に黄幢を持して軍み、
狗奴國退奔す)

を挿入するのが、事の成り行きとして相応しいのではないだろうか。

通説の拠って来たる所以は「説相攻撃状」の「説」の主語を倭女王卑弥呼とすることにある。確かに自然な訓読かと思うけれど、私には王頎の存在を考慮していない点で不十分と考える。

ところで、正始八年条の構成は

太守王頎	→ 到
倭女王卑弥呼	→ 不和
(1)	→ 遣(倭載・斯鳥越等)
(2)	→ 説(相攻撃状)
(3)	→ 遣(塞曹掾史)

となっている。

このうち、述部の示す意味合いから、その主語は、(1)は卑弥呼であり、(3)が王頎であることは疑えない。が、(2)について倭女王卑弥呼と決すべき特段の理由があるとは思えない。王頎についての記述自体が異例であることを考慮し、「倭女王卑弥呼……詣郡」を今日の日本文で云えば括弧書と考えて、次のような訓読を提起したい。即ち

正始八年太守王頎が官に到る(や)倭女王卑弥呼が狗奴國の男王卑弥弓呼と素より不和である(ことを知っていたので)、倭載斯鳥越等が(通常の遣使貢献として)遣わされ郡に詣る(や)、相攻撃する状を説明させた。

(陰悪な情勢であるという言質をとり)塞曹掾史を遣わし、因りて詔書・黄幢を齎し、難

升米に拝返し、檄を為して之を告諭せしむ。^{*1}

上記のように読んだ方が、倭国内で争闘らしき状況が記述されていないことについての説明が付くように考える。

5

以上要するに、倭國の遣使貢献は肅々と遂行され、正始八年も例外ではなかったが、魏朝か或いは王頎が突出してか、倭國に小規模ではあるが軍を派遣した。亡國の悲哀を味わった陳寿にしてみれば、この覇権主義的な行為に思うところはあったことであろう。

しかし、倭國は一応はそれを受け入れながら毅然と張政等を送り還し、なお、何事もなかったように従前の外交関係を維持した。

ここに陳寿は心安らぐ思いを感じ特に正始八年条を記述したものと考ええる。

1 月例会報告

○ 法興年号の年表について

瀬戸市 林 伸禮

前月の例会で報告した逸年号年表の内、「法興」年号についての作成方法を説明した。

①「法興」年号の始期は、『釋日本紀』所引き『伊予国風土記逸文』の「記日法興六年十月歳在丙辰（※元年辛亥）」及び『釈迦三尊像光背銘』の「法興元卅一年歳次辛巳十二月（※元年辛亥）」から、法興元年は辛亥年の崇峻4（591）年とした。

終期は、『釈迦三尊像光背銘』の「法興元卅一年歳次辛巳十二月鬼前太崩明年正月廿二日……翌日法皇登遐」から法皇の崩年、法興元卅二年までとした。

②「法興」年号の通用期間は推古天皇在位期間と重複させた。

※『釈迦三尊像光背銘』原文は、古田武彦著『古代は輝いていたⅢ』（230頁）の「『飛鳥・白鳳の在銘金剛仏』（奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編による）」によった。

出席者から、次のような御意見が出された

① 土井真人氏

- ・年号の年数の記載方法は「元年、二年、三年、四年……」で、最初の1年目は「一年」ではなく「元年」である。
- ・故に、「法興元世一年」は「法興元世」は年号ではないと推定できる。
- ・すなわち、「法興」は年号ではなく、「法興（天皇、王？）の元^{はじめのよ}世一年の歳次が辛巳年と理解すべきである。
- ・ただし、「卅」字ならば、「法興」のみで考えることとなり、卅一年なので「31年」、当然「一」が表記され、この場合には年号と解釈します。

② 竹内強氏

年号の後に「元」とつける事もある。中国に事例がある。

○西暦と干支との換算式について

一宮市町 西部賢一

「西暦→干支」、「干支→西暦」との換算式を算出したので報告した。換算式は次のとおり。

○数値変換の文字変数

十 干 番 号: x 甲(x=1)……癸(x=10)

十二支番号: y 子(y=1)……亥(y=12)

干支コード: K 甲子(K=1)……癸亥(K=60)

西 暦 年: Y=ABCD(千位=A, 百位=B, 十位=C, 一位=D)

○換算式

1) 干支コード(K)→六十干支(x, y)

*1 ① 古田武彦著『倭人伝を徹底して読む』（357頁）

其の八年、太守王頎官に到る。倭の女王卑弥呼、狗奴国の男王卑弥弓呼と素より和せず。倭載、斯鳥越等を遣わして郡に詣り、相攻撃する状を説かしむ。塞曹掾史張政等を遣わし、因りて詔書・黄瞳を齎し、難升米に拝返し、檄を為して之を告諭せしむ。

② 石原道博編訳『新訂 魏志倭人伝他3編』（53頁）、岩波文庫

その八年、太守王頎官に到る。倭の女王卑弥呼、狗奴国の男王卑弥弓呼と素より和せず。倭〔の〕載斯鳥越等を遣わして郡に詣り、相攻撃する状を説く。塞曹掾史張政等を遣わし、因りて詔書・黄瞳を齎し、難升米に拝返し、檄を為して之を告諭せしむ。

$x=K-10$ の倍数, $y=K-12$ の倍数

2) 六十干支(x, y)→干支コード(K)

$$K=6x-5y$$

3) 年干支(x, y)→西暦年(Y)

$$Y=(6x-5y)+3+60n$$

4) 西暦年(Y)→年干支(x, y)

$$x=D-3, y=4(A+B)-2C+(D-3)$$

○古田武彦氏新春講演

知多郡阿久比町 竹内 強

2010年1月9日、大阪で行われた「古田史学の会」主催の新年賀詞交換会における古田武彦氏の講演内容を報告した。

1、『古事記』に記された「矛」の字を調べると「真福寺本」ではすべて「弟」の字であることが解った。そこから新たな理解生まれてきた。本居宣長以来、岩波の古典文学大系までこの問題に目をつむってきた。

2、天皇陵と被差別部落の関係について『古事記』神代記の最後に「海幸彦・山幸彦」の話が載せられている。これは戦いに破れた海幸彦は天皇の陵を守る事となったことを記しているのである。

3、『三国志』魏志倭人伝に記された国名・官職名の表記は倭人の手による。

新井白石以来、この読みを中国側の手によると考えてきた。古田氏自身もこれまでそう考えてきたが、「都市午利」問題を考える中で倭人の手によるように考えた。

又、「生口」についてこれまで「奴隸」だと考えてきたが、そうではなく魏に送られた使者のことではないかということであった。

○ 安本美典著「古代九州王朝はなかった」 を読んで

名古屋市 石田敬一

『三国志』の全版本では「邪馬壹国」、『後漢書』の全版本では「邪馬臺国」であることを古田武彦氏は確認し、言い換えれば三世紀は「邪馬壹国」、五世紀は「邪馬臺国」であったと主張してきたことを、安本美典氏はこの著書『古代九州王朝はなかった』において古田武彦氏がどんな時代でも「邪馬壹国」の「壹」が正しく「臺」

は間違っていると主張しているかのように曲解して古田説を批判しており、間違っていると指摘した。

『三国志』も『後漢書』も現存するのはともに北宋時代の版本であり、私は両方共に原本は版本どおりであったと理解すべきだと主張した。また、この安本氏の著書が出版される10年以上も前に、古田氏が『三国志』^{しやうき}紹熙本のみならず紹興本を始めすべての『三国志』の版本には「邪馬壹国」又は「邪馬一國」となっていることを実証しており、『三国志』には「邪馬臺国」とあったとする安本氏には真正面から批判して欲しいとした。

2月例会に参加を

日時： 2月21日(日) 午後1時30分～5時
場所：名古屋市市政資料館(第1集会室)

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円(会員無料)

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・〃 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・〃 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

今後の予定

3月例会：3月21日(日)名古屋市市政資料館

4月例会：4月11日(日)名古屋市市政資料館

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、「20部」ご用意願

ます。

古田史学の会・東海

東海の古代

第114号 平成22(2010)年2月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

『記紀』に記された船眼について

京都市 黄 當時

海幸彦・山幸彦の説話の中に、山幸彦が釣針をなくして海岸で泣いていた時に、シホツチの老翁が来て、ある船を造り、ワタツミの宮に行かせる場面がある。

ある船とは、「無目籠」（『日本書紀』神代下、第十段、正文）¹⁾ のことであるが、『日本書紀』では、「無目堅間」（神代下、第十段、一書第一）²⁾ とも表記され、『古事記』（上巻）では、「无間勝間之小船」³⁾、「無間勝間之小船」⁴⁾ と表記されている。

個々の船名は、一見、難解であるが、体系的に見ていくと、それぞれの船名や付随する記述から、それなりに筋が通った情報が読み取れる。考察の便宜上、これらをひとまず「無目籠かご之小船」の一語に括っておきたい。

書かれた時点では、書かれた内容は理解できなかったはずであるが、後人は、書かれた内容が理解できないため、「無目籠かご之小船」の解釈に長く苦しんできた。この言葉は、一般に、次のように説明されている。

竹で固く編んだ、すきまのない小船⁵⁾。

隙間のない竹の籠⁶⁾。

隙間なく竹を編んだ小さな籠の船⁷⁾。

密に編んだ隙間のない籠⁸⁾。

籠は、所詮、籠である。竹籠にどう手を加えたところで、大海へ乗り出すには貧弱すぎる。

古代の旅は、身分の高い者にとっても決して楽なものではなかったが、山幸彦は、この船旅でどのような船舶を利用したのであろうか。山幸彦の遠出のためにわざわざ造ったのであれば、籠かごなどではありえない、と見るべきであろう。

茂在寅男氏は、次のように述べる。

……無目堅間小舟……は御存知であろう。在来は目つぶしをした籠の舟と訳しているこの船。無目は水密など訳しても良いが、その後を私は次のように考える。

カタマランを、元の響きを残して日本語に訳せよといったら、「カタマ小舟」と訳すのは無理な話であろうか。私は「堅間小舟」は文字に意味があるのではなくて、発音に対する当て字が使われたのだと解釈する。……もっともカタマランとはタミール語である。カタとは「結ぶ」マランとは「木」で、筏のことも双胴船のこともカタマランと呼んでいたのには数千年の歴史がある。

（茂在寅男、1984、p. 3-p. 4. 『歴史を運んだ船——神話・伝説の実証』東海大学出版会。省略箇所は「…」で示す。以下同じ。）

茂在氏の着想は、鋭い。特に、字面にとらわれない解釈を提案したことは、重要である。氏が、「籠かご」を、カタマランの音訳である、と看破したことは、画期的であり、その功績は大きい。しかしながら、「無目」を、水密な、と解釈したことは、従来の解釈の域を出るものではない。水密でない船は、水上の乗り物としては不適當である。『記紀』は、どの船にも求められて

いる必須条件にわざわざ言及しているわけではない。この「無目」は、文字通り、「目がない」という意味なのである。

中国語では、龍の装飾があるものを、龍と言うことがある。龍舟節／龍船節で使用する船には龍の装飾が施され、今日、一般には、龍舟／龍船と言うが、単に龍と言ってもよい。苗族の文化では、船は龍に同じ、と考えられている。このような、船を龍と同一視する考え方は、例えば、浙江省の舟山（杭州湾）地区にも見られる。ここで、この地区の漁船について書かれた文章の一つ見ておきたい。

长江口外东海杭州湾一带，是中华古国最早出现海上渔船的海域之一。现今概念上的嵊泗渔场，正是处于这片江海交汇丰饶大海域的最佳区位上。……据考古，上古时期的吴越风俗由海洋传播至嵊泗列岛。由此推断，最早出现在杭州湾外长江入海口之嵊泗海域上的，当是独木渔舟。……在相当长一个时期内，这种独木舟式的渔船之船头两侧没有船眼装饰，因此渔民唤之为“无眼龙头”。

（牧鱼人、<http://www.dskj.gov.cn/haiyangwenhua/muyuren/gongjiuyanbian/003.htm>）

船の舳先は、船頭と言ひ、龍舟／龍船の場合には龍頭という言い方があるが、普通の船でも龍頭と言うことがある。舟山（杭州湾）地区では、長期にわたり、丸木舟形式の漁船の舳先（船頭、龍頭）の両側には船眼（船の眼、マタノタタラ）の装飾がなく、漁民はそれを「無眼龍頭」と呼んでいた。この地区の漁民は、漢化しても、なお、船を龍と見なす祖先の文化を継承してきたのである。

舟山（杭州湾）地区の漁民が使う「無眼龍頭」。この単語が、「無目籠」が船眼の装飾のない船であることを私たちに教えてくれている。『記紀』の物語が成立した頃の日本にも、船を龍と見なす人々、船眼の装飾がない船を「無目籠」と呼ぶ人々がいたのではないかと。

では、「無目籠」は、なぜ、「無目籠」と表記されたのであろうか。

龍は、想像上の動物である。「無目籠」という表記をそのまま採用すると、人間が人間に作れるはずのない龍を作ることになり（作無目籠）、合理的ではないと考えられたのであろう。『日本

書紀』（神代下、第十段、一書第一）には、さらに、竹を取って大目籠を作った、とあるので、籠は、龍と竹の二つの情報を伝える好個の文字と考えられたのではないかと。

「無目籠かたま之小船」は、意味のよくわからない「無目籠かたま」に、よく知られている「小船」を後置して意味説明を補足する形式を取っている。

茂在氏は、上に引用した通り、カタマランは「カタマ小舟」と訳せる、と言う。全体像の捕捉という点で問題はないが、正確ではない。この着想で訳すなら、カタマランは、「カタマ船（勝間船／堅間船／籠船）」となるからである。

異文化の語彙（外来語）を取り入れる場合、大きく分けて音訳と意識の二つの方法がある。

中国語では、いずれも漢字で表記するが、音訳してみたもののこれではわかりにくいかもしれない、と考えられる場合、さらに類名を加えてよりわかりやすくすることがある。特に、音節数が少ないものは、よりわかりやすく安定したものにするために、この手法を採ることが多い。

例えば、beer や card という単語は、「啤」や「卡」という訳で、一応、事足りており、特に単語の一部であれば、問題はない（例：扎啤、[ジョッキに入れた]生ビール；信用卡、クレジットカード）。ところが、「啤」や「卡」だけで一つの独立した単語となると、やはりわかりにくさは否めない。そこで、類名の「酒」や「片」を加えて、「啤酒」や「卡片」とするのである。

「異文化の語彙（外来語）＋類名」という、現代中国語に見られるこのような表記法は、古代日本語にも見られる。『古事記』は、ある船を「小」と音訳し、それで、一応、事足りてはいるが、よりわかりやすくするために、さらに「船」という類名を加えて、「小船」としたのである。

泡があるとか、小さいとかいう要素を類名に持たせることはないので、いくら泡があつたり、小さかつたりしても、「啤酒」や「卡片」が、「啤泡酒」や「卡小片」となることはない。「小船」が類名となることは固よりないが、「之」を介していることからわかるように、「無目籠かたま之小船」の「小船」は、「無目籠かたま」の類名ではないのである。

シホツチの老翁は、第三者がその小ささに言

及せねばならないほど、明らかに形状が小さい船をわざわざ作って山幸彦に提供したわけではない。この「小船」は、決して、字面が示唆する小さい船という意味で使われているのではない。「小船」は、ここでは、「コ(kau)と呼ばれる船」のことである。

さて、「無目かたま籠之小船」は、考察の便宜のために創作した仮の言葉である。以上のように、おおよその意味が取れたので、ここで、この一語に括る前の、個々の表記の出入りも検討しておきたい。

個々の船名の表記を見る限りでは、『古事記』には「之小船」が付され、『日本書紀』にはそれがない。しかしながら、実は、語部(集団)の言うカタマは補足説明なしにはもはや理解が難しかろう、という危惧は、『古事記』と『日本書紀』の記述に共通して見られる。『古事記』の編纂者は、「無間勝間／無間勝間」の直後に「之小船」を付すことで、『日本書紀』の編纂者は、文末の「一云」で「是今之竹籠也」と述べることで、意味説明を補っている。両者は、表現の手法や用いた漢字こそ異なるが、伝えようとする情報には違いがない。どちらも、カタマが今の言葉で言うコ(kau)に相当する船であることを伝えている。

異文化の語彙(外来語)は、元の表記をそのまま採用しない限り、新たな表記をする際に揺れが生じやすい。例えば、日本語では、通信手段の発達した今日でさえ、全国的にレポートやリポートの揺れがある。関西でヘレと言う肉は、関東ではヒレと言うことが多いと聞く。また、一部のレストランでは、フィレとも言っている。

『記紀』における「勝間」と「堅間」の揺れは、元の表記をそのまま採用しなかった(あるいはできなかった)ために生じている。『記紀』がそうしなかった(あるいはできなかった)のは、その単語が漢字以外の文字で表記されていたか、文字表記そのものがなかったか、のどちらかである。先に、「小船」が何であるのかを見たが、「小」と「籠」の揺れも、同じ理由によるものである。

「無目」には、「無間／無間」と「無目」のバリエーションがあるが、いずれも、動賓(VO)

構造である。この構造は、この表現が、音声を表記したのではなく、意味を表記していることを示している。言い換えれば、「マナシ／まなし」という音声ではなく、「マ／まがない、マ／まを持たない」という意味を表記しているのである。

残るは、「間」と「目」の出入りであるが、表記に違いはあるものの、伝達しようとする情報には違いがない。「間」と「目」は、ともに「目／眼」のことである。

同一情報の記録に同一表記を用いる手法ほど単純明快なものはない。『古事記』の編纂者は、語部(集団)の言う二つの「マ」(音声情報)を二つの「間」(文字情報)で書き記したが(無間勝間／無間勝間)、後人は、二つの「間」が二つの「マ」を意味することを見て取ることもできず、例えば、前の「間」は「ま」を意味し後の「間」は「マ」を意味する、と誤解したりした(無間勝間／無間勝間)。

先に、船には船眼(船の眼、マタノタタラ)の装飾を施さないものがある、と述べた。『古事記』は、「マタノタタラ」という音声情報(異文化の語彙、外来語)を「間」と書き記し、『日本書紀』は、「船の眼」という意味情報を「目」と書き記したのである。

以上を踏まえて解釈すれば、「無目かたま籠コ之小船」の意味は、次のようになろう。

「舳先に船眼(マタノタタラ)の装飾のないカタマランという船で、ある文化圏では無目籠と呼ばれ、船材に竹を使っているが、今の日本語では、外来語のコと組み合わせて、通常、コぶねと呼んでいるものに相当する船」である。

「無目籠之小船」一語に、これほどの情報が織り込まれているのである。『記紀』の編纂者は、語部(集団)の提供する情報を淵博な知識で記録・編集したが、海の民の言語や文化に関する知識は、その後、急速に失われ、後世の人々は、同じ知識を共有しないため、書かれたことを理解することもできない。周辺諸語の知識なく、いわゆる日本語一視点のみの知識で、このような語彙に立ち向かうものではない。

注

1) 隙間のない籠。「籠」はコとも訓むが、古訓のカタ

マによる。これは一書第一(一六三^{まなしかたま})の「無目堅間を以ちて浮木に為り」について、「所謂堅間は、是今の竹籠なり」とみえ、カタマは竹籠の意である。……記に「無間勝間の小船」とあり、カツマの語形もある。

(小島憲之、直木孝次郎、西宮一民、蔵中進、毛利正守校注・訳、1994、p. 156頭注8。『日本書紀①(新編 日本古典文学全集2)』小学館)

なお、この注に限ったことではないが、「竹籠」を「竹籠」と言い換えるのは、全くの誤りである。両者は、別物であり、「竹籠」とは、「竹籠(kau)」のことである(kau はハワイ語)。目を覆いたくなるような「説明」が哀しいが、古代日本語におけるコと呼ばれた船舶の存在が一日も早く認識されることを願うものである。なお、山口県下関市の南西端にある竹ノ子島は、目にする季節／距離の極めて限られる植物のタケノコ(筍)に由来するのではなく、季節を問わず遠くからでも見える船舶のタケノコ(『日本書紀』では竹籠と表記)に由来するものであろう。

- 2) カタマは竹製の籠。カタマは「堅編」の意かという。カツマ・カタミとも。

(小島憲之、直木孝次郎、西宮一民、蔵中進、毛利正守校注・訳、1994、p. 163頭注15。『日本書紀①(新編 日本古典文学全集2)』小学館)

- 3) マナシは「目無し」、カツマは竹籠で、カタマ・カタミともいう。固く編んですきまのない竹籠の意。神代紀には「無目籠」とある。西村真次は「無間勝間の小船」をベトナムの籃船と比較して、竹製の目を椰子油と牛の糞をこねた塗料でふさいだ船であると、また松本信広は竹製の目を漆で填隙した船と解している。

(荻原浅男、鴻巣隼雄校注・訳、1973、p. 138頭注3。『古事記 上代歌謡(日本古典文学全集1)』小学館)

- 4) 「無間勝間」は、編んだ竹と竹との間が堅く締まって、隙間がない籠をいう。それを船として用いたのであり、船の形に作ったのではない。これを、潮路に乗せるのであり、漕いで行くわけではない。『書紀』にはこれを海に沈めるとあり、『記』とは異なっている点、注意される。

山口佳紀、神野志隆光校注・訳、1997、p. 126頭注4。『古事記(新編 日本古典文学全集1)』小学館)

- 5) 荻原浅男、鴻巣隼雄校注・訳、1973、p. 138の現代語訳。(『古事記 上代歌謡(日本古典文学全集1)』

小学館)

- 6) 山口佳紀、神野志隆光校注・訳、1997、p. 127の現代語訳。(『古事記(新編 日本古典文学全集1)』小学館)
- 7) 三浦佑之訳・注釈、2002、p. 109の現代語訳。(『口語訳 古事記[完全版]』文藝春秋)
- 8) 小島憲之、直木孝次郎、西宮一民、蔵中進、毛利正守校注・訳、1994、p. 157とp. 163の現代語訳。(『日本書紀①(新編 日本古典文学全集2)』小学館 p. 163には、「無目籠」を指して、「目のつまつた籠」という注釈も見える。

参考文献

Mary Kawena Pukui & Samuel H. Elbert
1986. *Hawaiian Dictionary*, University of Hawaii Press.